

令和 7 年 6 月 4 日

令和 7 年第 2 回岬町議会定例会

第 1 日会議録

令和7年第2回（6月）岬町議会定例会第1日会議録

○令和7年6月4日（水）午前10時00分開議

○場 所 岬町役場 議場

○出席議員 次のとおり12名であります。

1番	大 里 武 智	2番	松 尾 匡	3番	早 川 良
4番	中 原 晶	5番	竹 原 伸 晃	6番	奥 野 学
7番	道 工 晴 久	8番	谷 地 泰 平	9番	谷 崎 整 史
10番	出 口 実	11番	瀧 見 明 彦	12番	坂 原 正 勝

欠席議員 0名、欠 員 0名、傍 聴 8名

○地方自治法第121条の規定により本会に出席を求められた者は次のとおりであります。

町 長 田 代 堯	まちづくり戦略室理事 (企画地方創生担当)	新 堀 満
副 町 長 中 口 守 可	まちづくり戦略室 危機管理監	寺 田 晃 久
副 町 長 上 田 隆	兼危機管理担当課長 総務部理事	南 大 介
教 育 長 古 橋 重 和	兼総務課長 総務部理事	谷 卓 哉
まちづくり戦略室長 兼町長公室長	兼財政改革部理事 しあわせ創造部総括理事	辻 里 光 則
川 端 慎 也	しあわせ創造部理事 (保健センター担当)	川 井 里 香
総 務 部 長 西 啓 介	兼保健センター所長 都市整備部理事	
しあわせ創造部長 松 井 清 幸	(建築担当)	佐々木 信 行
都市整備部長 小 坂 雅 彦	兼建築課長 都市整備部総括理事 (産業観光促進・新たなみさき公園担当)	吉 田 一 誠
	都市整備部理事 (新たなみさき公園担当)	
教育次長兼指導課長 松 井 文 代	兼産業観光促進課長 (観光促進担当)	新 保 太 基

まちづくり戦略室理事
(秘書・政策推進担当)
兼町長公室(秘書担当)課長
兼企画政策推進担当(政策推進担当)課長

川 島 大 樹

教育委員会事務局理事
(生涯学習担当)
兼生涯学習課長
兼青少年センター所長

岩 田 圭 介

まちづくり戦略室理事
(人事担当)
まちづくり戦略室
企画政策推進監

廣 田 尚 司

財政改革課長

中 塚 嗣 泰

寺 田 武 司

○本会の書記は次のとおりであります。

議会事務局長 松 本 啓 子

議会事務局主幹兼係長 池 田 雄 哉

○会 期

令和7年6月4日から6月27日(24日)

○会議録署名議員

4番 中 原 晶

5番 竹 原 伸 晃

議事日程

日程第 1

議席の変更について

日程第 2

会議録署名議員の指名

日程第 3

会期の決定

日程第 4

一般質問

(午前10時00分 開会)

○坂原正勝議長 皆さん、おはようございます。

ただいまから令和7年第2回岬町議会定例会を開会します。

ただいまの時刻、午前10時00分です。

本日の出席議員は12名です。出席者数が定足数に達しておりますので、本定例会は成立しました。

本定例会には、町長以下の関係職員の出席を求めています。

これより本日の会議を開きます。

○坂原正勝議長 日程第1、議席の変更についてを行います。

今般、議長の選挙に伴い、会議規則第4条第3項の規定により、議席の一部を変更いたします。

竹原伸晃君の議席を5番に、そして、私、坂原正勝の議席を12番に、それぞれ変更いたします。

○坂原正勝議長 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において指名します。

4番 中原 晶君、5番 竹原伸晃君、以上の2名の方をお願いします。

○坂原正勝議長 日程第3、会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日6月4日から6月27日までの24日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○坂原正勝議長 異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日6月4日から6月27日までの24日間と決定しました。

それでは、今期定例会の開会に当たりまして、町長から挨拶を求められていますので、これを許可します。

町長、田代 堯君。

○田代町長 ただいま議長のお許しを得ましたので、令和7年第2回岬町議会定例会の開会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

本日、定例会を招集申し上げましたところ、何かとご多忙中にもかかわらずご出席を賜り、心から御礼を申し上げます。

本年度におきましても、平成22年度から実施し、今年で16回目となったタウンミーティングを5月から町内14か所で実施し、約360名の住民の皆様にご参加いただきました。議員の皆様におかれましても、政務活動等においてご多忙の中、連日ご参加いただき誠にありがとうございました。

今回のタウンミーティングにおいても多くの参加者から地域における課題を共有いただくとともに、町の財政状況について、新たな岬公園の整備について、公共交通機関について、防災対策についてなど、町の施策等に関する様々なご意見、ご要望などをいただき、住民の皆様との貴重な意見交換の機会となりました。住民の皆様からいただいた声を市政に反映し、協働のまちづくりの推進に今後も引き続き取り組んでまいります。

そのような中、5月21日に開催された大阪府町村長会の総会において、令和2年11月に就任以来、約4年半にわたり務めてまいりました会長職につきまして、このたび任期を迎えたことから退任し、今後は顧問という立場から町村振興に取り組むことになりました。在任中に賜りました皆様のご協力に改めて感謝申し上げるとともに、今後におきましても、全国的な少子高齢化の加速など、近隣の市町村を取り巻く情勢は非常に厳しく、各町村がスクラムを組み、町村振興に取り組む必要があると考えておりますので、引き続きのご理解、ご協力を何とぞよろしくお願い申し上げます。

さて、本定例会にご提案申し上げております、付議事件でございますが、令和6年度岬町一般会計補正予算（第10次）についてなど、専決処分の承認についてが2件、令和7年度岬町一般会計補正予算（第2次）についてが1件、教職員用パソコン機器に係る動産の取得についてなど、事件案件については4件、令和6年度岬町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてなど、報告についてが2件、以上、議案7件、報告2件でございます。何とぞよろしくご審議いただきますようお願い申し上げます、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

どうかよろしくお願いいたします。

○坂原正勝議長 以上で町長の挨拶が終わりました。

○坂原正勝議長 日程第4、一般質問を行います。

順位に従いまして質問を許可します。なお、登壇者については発言が聞き取りにくいとの意見があるため、マスクを外した上で発言することといたしますので、皆様のご協力をよろしくお願いします。

初めに、瀧見明彦君。

○瀧見明彦議員 ただいま議長より発言のお許しをいただきました瀧見明彦でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず最初に、坂原議長、岬町議会議長並びに大阪府町村議長会会長への就任、誠におめでとうございます。行政としっかりとスクラムを組んでいただき、岬町を前に進めていただきますよう、よろしくお願いいたします。

さて、それでは通告に従いまして一般質問をさせていただきます。まず最初に、遠距離通学支援事業についてでございます。これは昨年3月議会にて政策グループすくすく岬の早川議員が、また12月に同じグループの私、瀧見が一般質問にて要請させていただきました支援事業でございます。このたび、令和7年度予算案に予算化していただきまして誠にありがとうございます。

ではその詳細をお聞きしたいと思います。この支援事業の開始時期はいつからになるのでしょうか、よろしくお願いいたします。

○坂原正勝議長 教育次長、松井文代君。

○松井教育次長 瀧見議員のご質問にお答えいたします。

令和6年12月の一般質問において、瀧見議員からのご質問に対し、補助制度に関する情報収集や調査研究を行い、その結果を踏まえて、公共交通費、通学補助の課題について検討を深めていく旨を答弁したところでございます。その後、調査研究を進める中で、地域の実情や保護者負担の軽減の必要性を総合的に勘案し、制度の具体化に向けた検討を行いました。

こうした経緯を経て、現状において交通機関を利用して通学している地区を対象に制度化し、令和7年4月1日より実施したところでございます。また、望海坂地区などから通学する児童生徒も対象とすべく、現在、バス担当部局と協議を進めているところであり、協議が調い次第、制度の見直しを行う予定でございます。

○坂原正勝議長 瀧見明彦君。

○瀧見明彦議員 ご答弁ありがとうございました。もう既に執行されてるということで、大変喜ばしい限りでございます。

それでは支援の詳細について教えていただけますでしょうか、よろしくお願いいたします。

○坂原正勝議長 教育次長、松井文代君。

○松井教育次長 ご質問にお答えさせていただきます。

支援の内容といたしましては、町立小中学校に在学する児童生徒のうち、遠距離通学により交通機関を利用して通学している保護者の経済的負担を軽減するため、令和7年度より岬町遠距離通学支援事業補助金を交付しております。

対象者は町が定める対象地区から、常態として電車またはバスを利用し通学定期券を購入して通学している児童生徒の保護者であり、補助の対象は指定された交通機関及び区間に係る定期券の購入費となっております。なお、公費により通学費の支給を受けている方や岬中学校においては、自転車通学の許可を受けている方につきましては、本補助の対象外となります。

○坂原正勝議長 瀧見明彦君。

○瀧見明彦議員 ご答弁ありがとうございます。指定されました交通機関及び区間に係る定期券の購入費全額、全額でございますね。全額とのことですので、該当する保護者様への周知のほどをよろしくお願いいたします。

私事で恐縮でございますが、私には4人の娘がおりまして、もう全員嫁ぎましたが。淡輪小学校に通学するのに、上の子から下の子まで卒業いたしますのに12年間、みさき公園駅から淡輪駅まで電車通学をさせていただきました。そのときの感想から申し上げても、この補助がいかに関保護者様に有利であるかというのを実感を持って感じております。本当に喜ばしいことだと思います。

それでは次に、この支援事業の継続性についてはどのようにお考えになられているんでしょうか、よろしくお願いいたします。

○坂原正勝議長 教育次長、松井文代君。

○松井教育次長 ご質問にお答えします。

遠距離通学支援事業の継続性につきましては、今後も運用状況を注視しながら継続して実施していく考えでございます。

○坂原正勝議長 瀧見明彦君。

○瀧見明彦議員 ありがとうございます。どうかずっと続けていただきますよう、切にお願いを申し上げまして、次の質問に移りたいと思います。

では次の質問でございますが、次は、地域活性化起業人事業についてでございます。これはなかなか聞き慣れない言葉であると思いますが、まず最初に、どのような制度なのでしょう。ご説明のほう、よろしくお願いいたします。

○坂原正勝議長 企画政策推進監、寺田武司君。

○寺田まちづくり戦略室企画政策推進監 瀧見議員のご質問にお答えさせていただきます。

地域活性化起業人制度とは、三大都市圏に所在する企業と地方圏の地方自治体が協定書に基づき社員を地方自治体に一定期間、6か月から3年派遣し、地方自治体が取り組む地域課題に対し、社員の専門的なノウハウや知見を生かしながら、即戦力として業務に従事することで地域活性化を図る取組でございます。

地方自治体にとって民間企業の専門知識や業務経験を活用し、外部の視点、民間の経営感覚、スピード感を得ながら取組を展開できるメリットがあります。

また、地方自治体が負担する派遣期間中の社員の給与等に係る経費については、上限年間1人560万円の国の支援がございます。

この制度を活用する自治体は年々増えており、令和5年度においては、449の団体がこの制度を活用し、779人の起業人が活動を行っております。大阪府内においては、千早赤阪村がこの制度を活用しております。

○坂原正勝議長 瀧見明彦君。

○瀧見明彦議員 ありがとうございます。地方自治体が取り組む地域課題に対して、民間企業の専門知識や業務経験を活用した取組ができることのこととございました。また経費についても、国の支援があり、この制度を活用する自治体は年々増えているということとございますね。

それでは、本町では、この制度、地域活性化起業人をどのように活用されていかれるお考えでしょうか、ご答弁よろしく申し上げます。

○坂原正勝議長 企画政策推進監、寺田武司君。

○寺田まちづくり戦略室企画政策推進監 瀧見議員のご質問にお答えさせていただきます。

本町におきましても、地域活性化起業人制度を活用し、ふるさと納税の寄附額増加に向けた取組を行いたいと考えております。企業からスキルのある人材を派遣していただき、返礼品の魅力向上やプロモーション戦略の強化、寄附者ニーズの分析、さらには企業版ふるさと納税の推進などに取り組んでいただくことを想定しております。

民間のノウハウを生かし、地元事業者との連携や町の魅力発信を強化することで、持続的に寄附額の増加を図ってまいります。

○坂原正勝議長 瀧見明彦君。

○瀧見明彦議員 ありがとうございます。この制度を利用してふるさと納税の寄附額増額に向けた取組を行っていただけるということで、どんどん増加していただきまして、収入を増やしていた

だきたいと思います。

では最後に、この制度を活用するに当たり、開始時期はいつ頃を予定されておられるのでしょうか、ご答弁よろしくお願いします。

○坂原正勝議長 企画政策推進監、寺田武司君。

○寺田まちづくり戦略室企画政策推進監 瀧見議員のご質問にお答えさせていただきます。

開始時期につきましては、令和7年7月採用で進めておりましたが、当初予定しておりました、本町がふるさと納税ポータルサイトとして利用している「さとふる」と連携し人材の受入れを図るべくアプローチを行っておりました。しかしながら同企業には本制度に対応した仕組みがなく、人材の派遣を受けることができない状況であることが判明いたしました。そのため現在は、官民連携事業研究所を通じて企業の紹介を受ける方向で調整を進めております。また、基本的には広く公募する方針としており、幅広い人材の確保に努めてまいります。

こうした経緯により、当初予定していた受入れ時期より少し遅れる見込みではありますが、今後、速やかに受入れ体制を整え、返礼品の魅力向上や情報発信の強化、企業版ふるさと納税の推進などに取り組んでまいります。

○坂原正勝議長 瀧見明彦君。

○瀧見明彦議員 ありがとうございます。本町にとっても大変有意義な制度と思われるので、速やかに受入れ体制を整えていただき、また民間の力を最大限、フルに活用していただきまして、ぜひ税収アップにつながる制度にしていきたいと思います。

それでは、次の質問に進みたいと思います。最後の質問は、町道宮下連絡線整備事業についてでございます。

まずはこの整備事業として拡幅工事を実施する経緯について教えてくださいでしょうか、よろしくお願いします。

○坂原正勝議長 都市整備部長、小坂雅彦君。

○小坂都市整備部長 瀧見議員のご質問にお答えします。

町道宮下連絡線整備事業を実施する経緯につきましては、過去には谷崎登町長時代から道路整備の要望がありました。その当時は用地協力が得られず実現しなかったとお聞きしております。今は土地所有者の代替わりもあり、用地協力も得られるため、令和5年度に多奈川・平野地区自治区長より道路整備の要望が提出されました。要望内容は、津波などの避難や緊急車両通行などの観点から道路拡幅を求める内容でした。

本町としましては、自治区からの要望を受け、道路整備の必要性について検討したところ、現

況の町道宮下連絡線では、全延長約260メートルのうち、幅員が1.8メートル以上2.5メートル未満で、車両の通行はできるが、緊急車両の通行ができない箇所が約37%の95メートル。幅員が1.8メートル未満で歩行者しか通行できない箇所が約46%の120メートル。また、全延長が狭隘道路と言われている4メートル未満の幅員しかないため、自転車、歩行者が安心して通行できない状況にあります。

このように幅員が狭く、救急車や消防車など緊急車両の通行もできないため、緊急時の円滑な活動に課題があること、今後懸念される南海トラフ地震などによる大津波などの災害発生時には、指定避難所に逃げるのではなく、まずより高いところへ逃げるのが基本であり、この高台の一時避難所を目指して逃げる必要があることから、地域住民の生命を守るためにも早急に道路整備が必要であると考えております。

なお、町道に隣接する平野池は、現在ため池として使用されておらず、堤体の老朽化も進んでいることから、道路工事に合わせて池の堤体を改良し、このため池の貯水量を減らすことにより安全性を高める安全対策工事も併せて行う予定であります。

また、この地域における過去の災害発生時の状況をご説明いたしますと、多奈川小学校を含む平野地区の一部は低い土地であり、東川や平野水路が氾濫した際の浸水想定区域にも指定されており、大阪府の東川水系河川整備計画でも、平野地区に隣接する平野橋からその下流300メートルの区間が1時間あたり80ミリの雨量に対応できておらず、河川整備が必要な区間と位置づけられております。

また、平成30年7月豪雨の際は、平野水路があふれ、町道平野線が冠水し、多奈川郵便局の方面からは多奈川小学校へ避難できない状況であったことがありました。

これらの教訓を踏まえ、地域の住民の安全確保を最優先するためにも、町道宮下連絡線を整備することにより、本来の道路整備のメリットである地域住民が安心して通行できる道路ネットワークの構築や災害時の地域の安全性の向上を図ることにより、災害に強いまちづくりを目指して本事業を行うものであります。

○坂原正勝議長 瀧見明彦君。

○瀧見明彦議員 ご説明ありがとうございます。随分以前からあったお話を自治区からの要望書とすれば、令和5年多奈川・平野地区の自治区長から道路整備の要望書が提出されたということ、町として検討して指定したところ、地域住民の生命を守るためにも早急な道路整備が必要であるという結論に達したとの経緯と、要約するとそういうことでございますね。分かりました。

では次に、本年度の着手内容や今後の事業スケジュールについて教えていただけますでしょうか。

か。

○坂原正勝議長 都市整備部長、小坂雅彦君。

○小坂都市整備部長 瀧見議員のご質問にお答えします。

宮下連絡線の整備事業のスケジュールですが、令和6年度に測量設計業務に着手し、完了しております。令和7年度は、境界明示などの用地測量業務の実施を予定しております。その後は、令和8年度に用地買収を、令和9年度と10年度の2か年で計画延長約260メートル、道路幅員5メートルの道路改良工事を予定しております。

○坂原正勝議長 瀧見明彦君。

○瀧見明彦議員 ありがとうございます。順調に行けば、令和10年度完成予定ということでございますね。

それでは次に、この事業について、過疎対策事業債を充当した場合、本町の負担額はいかほどになるのでしょうか、ご答弁をお願いします。

○坂原正勝議長 都市整備部長、小坂雅彦君。

○小坂都市整備部長 瀧見議員のご質問にお答えします。

町道宮下連絡線整備事業の単年度の財源内訳としまして、社会資本整備事業として国の補助採択を受けており、この国からの交付金が約55%、残りの約45%が過疎対策事業債を充当し、残る端数10万円未満が一般財源となります。

なお、過疎対策事業債については、その元利償還金の70%が交付税措置されるため、実質残り30%の元利償還金が町負担となります。つまり、事業費のうち、町債充当率45%に、先ほどの残りの元利償還金30%を掛けた約13.5%が町負担となる見込みであります。

○坂原正勝議長 瀧見明彦君。

○瀧見明彦議員 ありがとうございます。ただいまの説明、比率がちょっと多かったので分かりやすく説明してください。国からの交付金が約55%、残りの約45%が過疎対策事業債、残りの端数、先ほど10万円未満とおっしゃっていましたが、が一般財源からの持ち出しであるということで、町の負担とすれば、過疎対策事業債約45%のうち、町の負担はそのうち30%だということで、過疎対策事業債の45%掛ける30%で、町の負担は13.5%だということでございますね。ただパーセンテージばかりでちょっと分かりにくいので、私、アバウトでございますが、ちょっと計算させていただきました。総事業費が約1億7,000万円とお聞きしておりますので、掛けることの13.5%で、2,295万円、約2,300万円が町負担ということになります。約2,300万円の事業費にて住民の皆様から要望の強い避難路を完成すること

ができるということに、非常にリーズナブル、すみません、ここで言うリーズナブルというのは、ただ安いというだけの説明ではなくて、合理的で適正な金額であるということでございます。

住民の皆様の命を守るという行政の使命を果たす事業であるためにも、このリーズナブルな価格でこの事業をぜひ計画どおり進めていただきたいと思います。

どうかこの事業を遅れることなく、着実に実施していただきますよう切にお願い申しまして、私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○坂原正勝議長 瀧見明彦君の質問が終わりました。

次に、大里武智君。

○大里武智議員 議長の許可を得ましたので、質問させていただきます。大里武智です。

本町においても新緑の輝く季節になってきました。自然あふれる岬町も草木をはじめとする多くの緑を目にします。しかし、近隣の空き地や空き家から伸びた草や木が越境し、住民の迷惑になったり、交通の妨げになったりしているという苦情を耳にすることが増えています。

そこで、近隣の空き地や空き家の草木による苦情は年間どれぐらい寄せられているのでしょうか。

○坂原正勝議長 しあわせ創造部総括理事、辻里光則君。

○辻里しあわせ創造部総括理事 大里議員のご質問にお答えします。

空き地・空き家の草木等の繁茂に対する苦情等の件数につきましては、令和4年度では118件、令和5年度では113件、令和6年度では109件となっております。

○坂原正勝議長 大里武智君。

○大里武智議員 毎年、年間100件以上の苦情が寄せられているということです。

空き地や空き家の雑草、越境した木や枝は生活環境に影響を及ぼすおそれがあるとともに、道路にはみ出た草木や枝木で見通しが悪くなり、交通事故や犯罪を誘発させる、また不当投棄やポイ捨てされやすくなったり、害虫の発生のおそれになる、そういう原因になることもあります。近隣住民にとっては大変迷惑をかけることになってしまいます。

町としては、このような空き地・空き家の雑草や枝木の苦情に対してどのように対応しているのでしょうか。

○坂原正勝議長 しあわせ創造部総括理事、辻里光則君。

○辻里しあわせ創造部総括理事 大里議員のご質問にお答えします。

空き地につきましては、岬町空き家及び空き地の適正管理及び有効活用に関する条例において、「現に人が使用していない土地で、原則として、農林業用地以外の土地をいう」と定義しており

ます。なお、同条例において、空き地の所有者、管理者または占有者などの所有者等は、草木の繁茂などにより管理不全な状態となり付近住民の生活環境の阻害とならないよう、適正に管理しなければないと規定されております。しかし、所有者等が他の市町に転出され、あるいは死亡されたことにより、草木が繁茂した状態で放置されている事例が多く見受けられます。

これらの空き地につきましては、近隣住民からの情報提供や自治区長から適正管理を求める要望をいただいております。このような場合は、条例に基づき現地調査を行い、草刈りや樹木の伐採などの措置を所有者等に通知を行っております。この通知におきましては、助言・指導から始まり、再指導、勧告など、条例に基づく内容となっております。

○坂原正勝議長 大里武智君。

○大里武智議員 今の生活環境課の回答では、苦情や要望があったときには、空き地・空き家の土地所有者に通報し、指導を行っているとのことですが、令和5年4月の民法の改正により、木や枝の所有者に切除を要するように催促しても切除されないときなど、越境された土地の所有者は越境した枝や根を切ることができるようになってきていると思います。この民法改正に伴った対応はどのように行っているのでしょうか。

○坂原正勝議長 しあわせ創造部総括理事、辻里光則君。

○辻里しあわせ創造部総括理事 大里議員のご質問にお答えします。

これまでは、隣の土地から境界を越えて竹木の枝が伸びてきた場合、自分で切り取ることができず、その竹木の所有者に切ってもらうか、提訴による切除命令の判決を得て強制執行の手続を取る必要がありました。なお竹木とは、民法において、竹、樹木、雑草など、植物全般を指す言葉です。

2021年の民法改正により、新しいルールが2023年4月から施行されております。越境された土地の所有者は、竹木の所有者に枝を切り取らせる必要があるという原則を維持しつつ、竹木の所有者に越境した枝を切除するよう催告したが、竹木の所有者が相当の期間に切除しないとき、竹木の所有者を知ることができないとき、窮迫の事情があるときは枝を自ら切り取ることができるになったことは認識しております。

基本的には民事の問題となりますので、本町で越境枝の剪定や竹木を伐採することはできません。よって、空き地・空き家からの越境している竹木等が生活環境に影響を及ぼしている場合は、従来どおり、岬町空き家及び空き地の適正管理及び有効活用に関する条例に基づき、所有者等に通知を行うこととなります。

なお、越境した竹木等が町道にはみ出している場合は、通行の妨げや事故の原因になることか

ら、土地所有者等に対して切除を催告し、相当期間内に切除されない場合や所有者が特定されない場合、窮迫な事情がある場合には、越境枝の剪定や竹木の伐採を行っております。

○坂原正勝議長 大里武智君。

○大里武智議員 すみません、一つちょっと確認させていただきたいのですが、竹木の所有者がこれを切らない、切除しないときの相当期間とありますが、相当期間とはどれぐらいのことを言うのでしょうか。

○坂原正勝議長 しあわせ創造部総括理事、辻里光則君。

○辻里しあわせ創造部総括理事 大里議員のご質問にお答えします。

竹木の所有者に越境した枝を切除するよう催告したが、竹木の所有者が相当の期間内に切除しないときの相当期間は、基本的に2週間程度待つて所有者が切除しないときは、枝を自ら切り取ることができるようになります。

○坂原正勝議長 大里武智君。

○大里武智議員 ありがとうございます。近隣住民の迷惑になったり、生活環境に影響を及ぼすおそれがないよう、空き地・空き家の所有者には、そのときだけでなく、定期的に除草等を行い、適正な管理に努めていただきますよう、助言・指導をよろしくお願いします。

昨日も近隣で木が越境している、道路にかかっているという要望がありましたので、後ほどまた言わせていただきます。

続きまして、令和7年度の町政運営方針にもある、「誰もが健やかにいきいきと暮らせるまち」になるための子育て環境について質問させていただきます。

令和7年度についても、ゼロ歳から2歳児の第1子課税世帯保育所保育料の負担額を半額、第2子無償化など、子育て世帯の経済的負担の軽減や家庭で保育している保護者の負担を軽減するため、満1歳児から3歳未満の児童に、一時預かり無料クーポンの配布など、子育て支援施策を行っていますが、岬町内の出生数や保育所児童の減少は止まっています。

そこで、本町において、令和6年度、令和6年4月から令和7年3月末までの出生数と、令和7年4月1日時点での町内各保育所の児童数をお聞かせください。

○坂原正勝議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 大里議員のご質問にお答えをさせていただきます。

令和6年度、令和6年4月1日から令和7年3月31日の間の岬町における出生数は43人で、令和7年4月1日時点における各保育所の児童数は、淡輪保育所では、ゼロ歳児3人、1歳児18人、2歳児22人、3歳児35人、4歳児28人、5歳児21人で、合計127人です。深日

保育所では、ゼロ歳児1人、1歳児7人、2歳児8人、3歳児4人、4歳児9人、5歳児9人で、合計38人です。多奈川保育所では、ゼロ歳児が1人、1歳児が4人、2歳児が4人、3歳児が6人、4歳児6人、5歳児2人で、合計23人です。

○坂原正勝議長 大里武智君。

○大里武智議員 ありがとうございます。岬町内で昨年度、出生数は43人、出生数の減少は全国的な問題です。2024年の日本の出生数も70万人を割る公算が大きいそうです。

このような中、町内の各保育所の児童数は、利用定員において充足率はどのようなものでしょうか。

○坂原正勝議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 ご質問にお答えをさせていただきます。

各保育所の利用定員における充足率は、令和7年4月1日時点で、淡輪保育所では利用定員132人のうち、児童数が127人ですので、充足率は96.2%です。深日保育所では利用定員59人のうち、児童数が38人ですので、充足率は64.4%です。多奈川保育所では利用定員35人のうち、児童数23人ですので、充足率は65.7%です。

なお、3保育所合計では、利用定員226人のうち、児童数が188人ですので、充足率は83.2%です。

○坂原正勝議長 大里武智君。

○大里武智議員 充足率は3保育所合計で83.2%、38名の余裕があります。この人口減少が深刻な岬町で子育て、育児しようと考えるとき、保育所機能の確保と多機能化など、計画的な取組が必要だと思います。ちょうど10年前の2015年に誕生した子ども・子育て支援新制度により、認定こども園に預ける保護者も他市町でも増えています。

この認定こども園と保育所の違いはどのようなものでしょうか。

○坂原正勝議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 ご質問にお答えさせていただきます。

保育所は、保護者が仕事をしているなどの理由により、保育を必要とする、いわゆる保育要件を有するゼロ歳児から小学校入学するまでの子どものための施設でございます。認定こども園は、いろいろ種類はございますが、幼児教育・保育を一体的に行う施設として、幼稚園と保育所の両方の機能を併せ持っている施設です。言い換えれば、保育要件のあるなしにかかわらず受け入れて教育・保育を一体的に行う施設と言えます。

○坂原正勝議長 大里武智君。

○大里武智議員 ありがとうございます。認定こども園は保育所と違い、ゼロ歳から就学前の子どもまで、保護者が働いている、いないにかかわらず利用できる施設であり、もし保護者が働けなくなったときなど、就労状況が変わった場合も、通い慣れた園を継続して利用できます。

将来の保育所の利用児童数を推測した厚生労働省の資料によると、利用児童数は、今年2025年にピークに達すると見込まれております。初めに回答いただいた岬町の昨年度の出生数も43人です。全国的にも2025年を境に利用児童数の減少により運営の継続が困難となる保育所が増えるおそれがあります。

本町においても、利用児童の減少が深刻な問題が予想される中、保育の質の向上のための人材や保育環境などの整備充実への転換が必要な時期を迎えています。保護者のニーズ、地域のニーズに対応し幅広く利用でき、利用者を受け入れることで、地域に根差した保育施設になるためにも、今後、町立保育所の役割の拡大や施策をどのように考えておられるのでしょうか。

○坂原正勝議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 ご質問にお答えさせていただきます。

本年3月に策定いたしました第3期みさき子どもとおとなも輝くプランでは、令和8年度を境に、幼児教育・保育の利用見込みが、少しずつですが、減少に転ずると見込んでおり、今後の町立保育所や幼稚園の利用状況を見据え、保育と幼稚園の両方の機能を併せ持つ認定こども園への移行も検討しているところでございます。

○坂原正勝議長 大里武智君。

○大里武智議員 早急に子育てする保護者や地域の住民から選ばれる保育施設の検討をお願いします。

保育環境が、福祉的側面に加えて、少子化対策や子育て支援に果たす役割がますます大きくなっています。保護者の就労にかかわらず、保護者が求職活動を休止しているため入所できないなどの保留児童をなくすためにも、認定こども園を含め、幅広く利用者を受け入れることで、地域に根差した子育て支援の拠点をお願いします。

また、保育所などに預けることができる働く保護者のみを対象とするのではなく、様々な環境の家庭の子どもを預かれるようにという制度、こども誰でも通園制度が来年度からスタートしますが、岬町においては、このこども誰でも通園制度への取組についてどのように検討されているのでしょうか。

○坂原正勝議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 ご質問にお答えさせていただきます。

こども誰でも通園につきましては、保育要件のあるなしにかかわらず受け入れできる認定こども園であっても、ゼロ歳から2歳児までの児童は保育要件がなければ受け入れすることができません。これまでこのような児童については、必要に応じて一時預かり事業を利用いただいておりますが、保育所等の施設を利用していないゼロ歳6か月から満3歳未満の児童を、月一定時間までの利用可能な枠の中で、保育要件を問わず、時間帯等で柔軟に利用できるこども誰でも通園が令和8年度より創設されます。

岬町では、令和8年4月からの実施に向け、町立保育所もしくは子育て支援センターでの実施を見据え検討をしているところでございます。

○坂原正勝議長 大里武智君。

○大里武智議員 ありがとうございます。子どもを持つ子育て家庭で、保護者が孤立した育児にならないよう、全ての子どもの育ちを応援し、より良質な生育環境を整備できるように十分な検討をお願いします。私たちもこの制度について、来年度に向けてしっかり勉強させていただきます。

続きまして、子育て環境の中で、昨年6月議会に引き続き、小学校の在り方について質問させていただきます。今年度、令和7年度の各小学校の新入生1年生と6年生の児童数と全校児童数をまず初めにお願いします。

○坂原正勝議長 教育次長、松井文代君。

○松井教育次長 大里議員のご質問にお答えいたします。

本年度の各小学校における新1年生及び6年生の児童数並びに全校児童数につきましては、5月1日時点で、淡輪小学校は、1年生44名、6年生54名、全校児童数330名。深日小学校は、1年生10名、6年生19名、全校児童数86名。多奈川小学校は、1年生2名、6年生11名、全校児童数38名でございます。

○坂原正勝議長 大里武智君。

○大里武智議員 今年度の1年生は、3校合わせて56名。昨年6月議会で同じ質問をさせていただきましたが、20名の減少です。全国的にも少子化が進んでいますが、岬町においては深刻な問題です。

岬町の小学校があり続けるために、子どもたちや保護者の方々に選んでもらえる小学校になってほしいと思いますが、岬町本町の令和7年度の学校教育方針はどのようなものでしょうか。

○坂原正勝議長 教育次長、松井文代君。

○松井教育次長 岬町の教育目標は、子どもが輝く岬町の教育となっております。

○坂原正勝議長 大里武智君。

○大里武智議員 令和7年度の岬町の学校教育方針は、昨年度に引き続き、子どもが輝く岬町の教育。

では、町内の3小学校において、子どもが輝くためにどのような魅力ある教育を実践しているのでしょうか。令和2年2月に策定された岬町教育大綱の基本方針にある、活力ある学校・園づくりの推進の重点施策、少子化に対応した小中学校の連携教育の推進も含めて、どのように取り組んでおられるのでしょうか。

○坂原正勝議長 教育次長、松井文代君。

○松井教育次長 ご質問にお答えさせていただきます。

本町の教育目標である、子どもが輝く岬町の教育の実現に向けて、児童一人一人が安心して学び、自らの可能性を伸ばすことができる教育環境の整備に取り組んでおります。

まず、児童生徒の学力向上を図るため、教職員の授業力の向上に力を入れております。主体的、対話的で深い学びの実現に向けた校内研修や授業研究、大学教授を招いた研修の実施など、継続的に実施しております。

また、小中連携の取組としては、岬小中交流会において、小中それぞれの教職員が互いの学校を訪問し、児童生徒の様子や授業を見合い、情報共有や指導の連続性を図っております。

加えて、小学校6年生の合同授業や中学校への体験入学、中学校教員による小学校での授業などを通して、児童が中学校進学への不安を軽減できるよう支援しております。

さらに、保育所、幼稚園、小学校の連携についても重視しており、就学前施設と小学校との間で生活習慣や学びの接続に関する情報交換や交流を行うことで、子どもたちが無理なく小学校生活へ移行できるよう努めております。

あわせて、少子化への対応としては、小規模校の特性を生かした少人数指導の充実や学校間での合同授業、ICTを活用した遠隔交流学习などを通じ、教育の質を維持、向上させる取組を進めております。

○坂原正勝議長 大里武智君。

○大里武智議員 ありがとうございます。保育所、幼稚園、小学校、中学校との連携したつながりある取組は今後も期待したいと思います。

しかし、児童数の減少はこれからも予想できます。教育大綱にある特色ある教育の推進の重点施策、小規模校に特化した学校づくりに基づいた魅力ある学校を、今後どのように展開していくのでしょうか。

○坂原正勝議長 教育次長、松井文代君。

○松井教育次長　ご質問にお答えさせていただきます。

今後の教育環境の在り方につきましては、通学区域からの就学ができ、少人数での教育のよさを生かしたきめ細やかな指導や特色のある教育を行う学校選択制の一つである特認校制度も含め、教育委員会におきまして議論を行っているところであります。

現時点では具体的な方針には至っておりませんが、今後も引き続き、教育委員会の中で継続的に議論を重ね検討を進めてまいります。

○坂原正勝議長　大里武智君。

○大里武智議員　少子化が進み、児童数減少に直面している各小学校、また全国的に不登校児童の増加と低年齢化、子どもたちの学びの多様性を包摂し、一人一人の可能性を開花させる教育が求められています。

教育次長の回答にもありましたが、学校選択制、特認校制度も含め、誰一人取り残さず、全ての人の可能性を引き出す学校の在り方をしっかり検討してください。岬町の小学校を卒業してよかった、岬町の小学校に通わせたい、そういう思いで移住してくれる人が増える魅力ある教育、保護者や子どもたちから選んでもらえる魅力ある学校の実現をお願いします。

最後に、本年２０２５年に開催されている大阪・関西万博への小中学校の万博遠足についてお聞かせください。岬町の３小学校と中学校の万博遠足の実施状況をお願いします。

○坂原正勝議長　教育次長、松井文代君。

○松井教育次長　大里議員のご質問にお答えします。

万博への遠足につきましては、多奈川小学校、４月２３日に実施、深日小学校、５月２２日に実施、淡輪小学校１・２年生は５月８日に実施、３・４年生は５月２２日に実施、５・６年生は５月２９日に実施、岬中学校は、１年生７月２日、２年生７月３日、３年生は７月４日に予定しております。

○坂原正勝議長　大里武智君。

○大里武智議員　３小学校については、万博遠足について実施されたようですが、実施された小学校の万博遠足の行程はどのようななどのような行程で行われたのでしょうか。

○坂原正勝議長　教育次長、松井文代君。

○松井教育次長　ご質問にお答えいたします。

これまで実施された万博遠足では、行程においても大きな問題はなく、計画どおりに進行いたしました。午前７時２０分から３０分に学校を出発し、９時過ぎには会場の西ゲートに到着、帰路につきましては、１４時３０分までに会場を出発し、１６時までには無事学校へ到着しており

ます。

○坂原正勝議長 大里武智君。

○大里武智議員 小学校の実行程は、朝7時半頃に小学校を出発し、バスで万博の駐車場まで行き、入場、お弁当、予約していたパビリオンなどを見学、そして14時半頃万博会場後にして、各小学校に16時頃に帰ってくるという行程のようです。

ネットニュースなどでは、万博遠足はスケジュールが過密過ぎる弾丸ツアーとも言われていますが、この行程において、パビリオンの選択や見学、バスの遅れ、昼食時間や昼食場所、熱中症を含む暑さの問題、または雨天の雨対策や寒さ対策、特に問題はなかったのでしょうか。

○坂原正勝議長 教育次長、松井文代君。

○松井教育次長 ご質問にお答えいたします。

行程につきましては、交通渋滞等で遅れた学校もありましたが、緊急相談窓口を通じて丁寧に対応していただき、行程には支障なく予定どおり実施することができたと報告を受けております。

各校とも児童の体調管理や安全確認を徹底し、混雑や移動に伴う混乱も見られず、スムーズな行程となったと報告を受けております。

○坂原正勝議長 大里武智君。

○大里武智議員 交通渋滞で到着時間の遅れがあったが、万博協会とスムーズなやり取りができ、特にパビリオンの入場に支障がなくて本当によかったと思います。

引率の先生方も、いつもの京都や奈良などの行き慣れた遠足と違って、初めての場所であって、大変気を遣われた遠足になったかもしれませんが、子どもたちの安心・安全な実施に向けた準備や対策などもありありがとうございました。滞在時間についても5時間以上あり、京都や奈良に行つて見学する時間と比べると、弾丸ツアーと言われるほどのものではなかったと思います。

では、今年のための万博遠足ですが、実施する上での教育的な意義はどのように考えておられるのでしょうか。

○坂原正勝議長 教育次長、松井文代君。

○松井教育次長 ご質問にお答えさせていただきます。

万博遠足を通して、子どもたちは日常では得難い多くの学びを経験いたしました。特に会場内の建築物に対して強く関心を示し、ふだん目にすることのないスケールや構造の建物に触れることで、空間やデザインへの新たな興味を持った児童もおりました。また、各国のパビリオンでの展示物に触れたり、現地スタッフとのやり取りを通して、将来の夢や憧れを抱くきっかけとなるなど、子どもたちの視野を広げ、未来につながる意識づけがなされたとの報告もございます。

こうした経験は、学校教育の中での学びを実社会と結びつける貴重な機会となり、探求心や主体的な学びの姿勢を育む上でも大きな意義があったものと考えております。

○坂原正勝議長 大里武智君。

○大里武智議員 ありがとうございます。

また、この万博遠足を今後の学習にどのように取り入れ、生かしていくのでしょうか。

○坂原正勝議長 教育次長、松井文代君。

○松井教育次長 各校においては、事後学習として、子どもたちが関心を持った国や技術について調べ発表するなど、体験を基に学びを深める活動を行っているとの報告を受けております。

○坂原正勝議長 大里武智君。

○大里武智議員 最後に、実際に万博遠足に引率された学校の先生や子どもたちの率直な感想など、ありましたらお聞かせください。

○坂原正勝議長 教育次長、松井文代君。

○松井教育次長 万博遠足を終えた後、子どもたち及び教職員からは多くの前向きな感想が寄せられました。児童からは、「大きな建築物を見てすごいと思った」「オランダは水を大切にしている国だと知った。なぜ水を大切にしているのか分かって勉強になった」「もう一度万博に行きたい」というたくさんのお声をいただきました。教職員からは、「ふだん見れない子どもたちの輝いた笑顔に感動した」「万博遠足が終えた後も、国旗の絵を描いたりしている子どもを見ると、万博遠足に連れて行ってよかったなと思った」「保護者の方からも学校にうれしい言葉をいただいた」と聞いております。その中に、「万博がテレビのニュースで流れると子どもがここに行きたい」といってニュースに関心を持つようになった」などの感想があり、万博を学びの場として非常に有意義な機会となったことが確認されました。

今後もこのような体験をこれからの学びへとつなげながら、子どもたち一人一人の成長につながる教育活動を推進してまいります。

○坂原正勝議長 大里武智君。

○大里武智議員 ありがとうございました。地元大阪で開催されている万博、本当にこの万博遠足実施には、実施前からメタンガスの問題や交通手段、雨天時の対応、熱中症対策など、子どもたちの安全などを考えて賛否が分かれています。しかし、子どもたちにとってこの体験がどうだったか、これからの学習にどう生かしていけるかはこれからだと思います。

小中学校や中学校の子どもたちは、いろんな場所に出かけていき、様々な出来事や体験、自然、文化的な事物、事象、人々と出会い、関わりの中で直接的、具体的な体験をして、自分にとって

大きなことを学び、身につけていくと思います。特にグローバル化される社会において、学び続ける子どもたちにとって貴重な体験になるはずです。

先日、この一般質問をするために万博会場に行ってきました。来場者も多く、少し蒸し暑い日でしたが、リングの下は意外と涼しく感じました。あちこちの学校の子どもたちも遠足に来ていました。コモンズ館でたくさんの記念のスタンプを楽しそうに集めている子どもたちもたくさんいました。社会の時間に出てくる聞き慣れない国が少しでも近くに感じてくれるきっかけになればと見ていました。岬町に住んでいれば、古墳やお寺、神社などたくさんの文化的遺産や歴史を感じる場所は身近にあります。しかし、世界を感じたり、見たり、未来を感じる機会は少ない気がします。

この万博には150か国以上の国と地域が参加しています。その中には、戦時下、紛争中のウクライナやイスラエル、パレスチナも名を連ねています。今年は戦後80年、世界の国々を知り、平和で持続可能な社会、国際社会を考えるきっかけになる万博遠足になってほしいと思います。そして子どもたち一人一人が「いのち輝く未来社会」をデザインしていったほしいと思います。

ただ、万博遠足で事故などが発生したら何ともなりません。これから行う中学校、夏が近づいて急激に気温が上がり、直射日光にさらされ熱中症の危険が増します。熱中症対策などを徹底して、無事に思い出に残る万博遠足になることをお願いして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○坂原正勝議長 大里武智君の質問が終わりました。

次に、奥野 学君。

○奥野 学議員 自由民主党自民岬の奥野 学です。令和7年6月第2回定例会におきまして、2点に絞って質問させていただきます。

まず1点目は、南海トラフ地震の備えを改めてお聞きいたします。南海トラフ巨大地震は今後、30年以内に発生確率70%から80%で、マグニチュード8から9クラスのものが発生するであろうと言われています。静岡県駿河湾から四国・九州日向灘を震源とし、巨大津波、強い揺れ、広範囲のインフラ被害が発生します。また、想定最大死者数32万人と国が被害想定しています。前回の南海トラフ巨大地震は、1946年の昭和南海地震で、マグニチュード8、紀伊半島から四国、九州に大きな被害をもたらしました。

2024年8月8日、16時43分頃、宮崎県沖の日向灘でマグニチュード7.1の地震が発生しました。この地震を受けて同日、19時15分に気象庁は、南海トラフ地震に関連する情報、巨大地震注意を発表しました。これは2019年5月31日に南海トラフ地震に関する情報の運用がなされて以来、初めての発表でした。また、2025年1月13日、21時19分にも、日

向灘でマグニチュード6.9の地震が発生し、同日21時55分に南海トラフ地震臨時情報調査中が発表されました。既に想定発生間隔の範囲に入っており、発生確率が高いと評価されています。

南海トラフ地震により大阪府の被害想定は、最大震度6強から7であり、岬町を含む泉州地方など、南部で強く揺れると想定されています。国、大阪府の発表による最大被害想定は、津波、倒壊などにより、死者数約1万3,000人と、建物倒壊24万棟と想定されています。津波避難経路、高台の確認、家具の固定、家屋の耐震化、食料、水、トイレなどの備蓄の備えが必要であります。

令和5年3月に岬町総合防災マップが作成されております。しかし、南海トラフ地震とインフラの影響は、上水道において断水率最大60%、復旧までに1週間から1か月以上かかる可能性があります。主要道路の橋梁、トンネルの損傷が想定されます。一般道路の瓦礫、建物の倒壊による通行困難も多発となります。鉄道の停止、電気と都市ガスの供給停止、通信などが復旧までに数週間かかると想定されています。

今申し上げた内容は想定内のことでありますが、しかし今回は、想定外と思われる岬町内に過去に大規模住宅開発に伴い、山頂に大量の水が入っている上水道貯水タンク、配水池が7か所あります。この7か所の配水池はいつ建設され、貯水量はどれだけ入っているのか、お聞きいたします。

○坂原正勝議長 都市整備部長、小坂雅彦君。

○小坂都市整備部長 奥野議員のご質問にお答えします。ご質問については、事業主体である大阪広域水道企業団からの回答内容や今後の計画内容などを確認したものをお伝えすることになることをご理解の上、よろしくお願いいたします。

最初に、配水池とは、安全・安心な水道水をためておく施設であり、高いところから低いところへ流れる自然の力を利用してお客様へ送水するため高台などに造られています。岬町内の配水池7か所の建設年度と貯水量は、望海坂の淡輪高区配水池が1992年、平成4年築造、貯水量は4,500立方メートル。同じく望海坂の望海坂配水池が2002年、平成14年築造、貯水量は1,700立方メートル。淡輪18区の岬配水池が1975年、昭和50年築造、貯水量は4,000立方メートル。淡輪14区の日証配水池が1981年、昭和56年築造、貯水量は500立方メートル。加茂谷池上部の深日配水池が1968年、昭和43年築造、貯水量は3,000立方メートル。白雲台付近の寺山配水池が1975年、昭和50年築造、貯水量は2,000立方メートル。多奈川東地区の東配水池が1963年、昭和38年築造、貯水量は500立方

メートル。

なお、配水池の実際の運用としましては、全体貯水量の約80%の貯水量で運用しておられるとのこと。

○坂原正勝議長 奥野 学君。

○奥野 学議員 小坂部長、ありがとうございました。我々は、巨大地震が発生すると、津波による沿岸部の面的被害、生活基盤の喪失などがすぐに頭に浮かびます。足元に注意が注がれ、今まで山頂部にある貯水タンク、配水池は話題にならなかったと思います。そこで今回の質問させていただいた次第です。

先ほど答弁によりますと、岬町の配水池は7か所、満水時で貯水量500立方メートルから4,500立方メートルということで、常に8割の貯水量というご答弁でございましたが、タンク建設の一番古いもので昭和43年、57年たっています。これらの配水池は旧耐震基準であり、最大震度5強程度の耐震性能を有している構造とのことでもあります。震度6以上のものであるとどうなるのか。タンクが破損すると貯水が一気に流れ出し、下流に向かって急激な水流となり、地盤が緩んだ斜面では土砂崩れや土石流が誘発される可能性があります。人家や道路、避難所に大被害を及ぼすことになります。

タンクが損壊すれば、その地域への水の供給が長時間絶たれることになり、山頂部は給水拠点であり、範囲の住民生活に直結した影響があります。また、消火栓の水圧も低下し、火災対応が困難になることも想定されます。もしも配水池が破損した場合、修理や建て替えをするまでの給配水は当分の間、不足することになるのでしょうか、お聞きいたします。

○坂原正勝議長 都市整備部長、小坂雅彦君。

○小坂都市整備部長 奥野議員のご質問にお答えします。

質問にある7か所の配水池は、最も古い建設年度のものでも旧耐震基準である最大震度5強程度の耐震性能を有している構造であるため、地震発生直後はひび割れや接続管などの設備の破損によって配水池等から水が漏れ出す可能性はあるものの、その量は道路側溝や雨水管などを通じて流出する程度の量を想定しております。そのため、配水池が倒壊するなど、下部住宅に壊滅的な損傷を与えることは想定していないとのこと。

公益財団法人水道技術研究センターの報告書によると、阪神淡路大震災以降の地震被害の実態からは、コンクリート構造物の配水池ではクラックの発生による排水施設からの少量の漏水など、比較的軽微なものが多く見られ、給水が停止するような被害事例は少なかったことが示されているとのこと。また、東日本大震災による被害状況でも同様であり、多くの配水池は、最大震

度6強から震度7に対応する耐震補強が実施されていない施設であったと推察されるものの、液状化がない場合は、配水池構造物の損傷による機能停止に至るような被害は発生せず、被害は軽微であったと報告されているとのことです。

また、配水池が破損した場合、修理や建て替えをするまでの給配水は当分の間ストップするの
かのご質問についてお答えします。万が一、壊滅的な被害が発生した場合には、新たに配水池を
築造するには期間を要するため、給配水がストップしてしまいます。その場合、応急給水活動に
より、地震発生直後から3日間は、1人1日3リットルを確保し、仮設タンクや仮設管の敷設な
ど、応急復旧工事などにより徐々に復旧範囲を拡大し、4週間以内に地震前とほぼ同じ水準の1
人1日100リットルから250リットルを配水していくことを目標としています。

大阪広域水道企業団としては、大規模地震が発生した際は、水道機能の早期回復へ向け全力を
挙げるとともに、総配水施設の耐震化など、ハード面の整備及び応急体制の確立など、ソフト面
の対策による復旧期間の短縮に努めると確認しております。

○坂原正勝議長 奥野 学君。

○奥野 学議員 先ほど答弁では、神戸や東北の大地震において、軽微なもので済んだとのこと
がありました。

そこで、今後の備えとして、配水池の耐震対策はどのようにするのか、改めてお聞きします。

○坂原正勝議長 都市整備部長、小坂雅彦君。

○小坂都市整備部長 奥野議員のご質問にお答えします。

配水池の耐用年数は、鉄筋コンクリート造りの配水池で、公営企業法では60年となっており
ますが、耐震補強や適切な維持管理により、長寿命化を図ることができると考えられており、今
後、震度6強から7相当の現在の耐震基準を基に診断を順次実施し、この診断結果に基づき、耐
用年数、経済性や合理性などを考慮しながら、併せて施設の重要度に応じて優先順位をつけて耐
震化や更新工事を実施する予定となっております。

しかしながら、耐震化等の工事に当たっては、人口減少等による水道企業会計収支への影響や
技術系職員の不足、工事中の代替施設の確保など、多くの課題があり、全ての配水池を耐震化す
るには相当の期間を要すると報告を受けております。

ついては、当面の対策として、各配水池からの配水を融通するなど、災害時、緊急時に運用が
可能な代替案を検討の上、連絡管等を設置するなど、断水などの住民への影響が最小限となるよ
う、大阪広域水道企業団に要請してまいります。

○坂原正勝議長 奥野 学君。

○奥野 学議員 先ほどの小坂部長の答弁でいきますと、順次、新基準による耐震診断を実施していただけるという答弁をいただきました。診断の際には、タンクの下地盤調査を再度十分に調査をお願いしたいと思います。その地盤がどういう地盤であるのかが、これから山の上の状態を調査していくことが一番重要であると私は考えます。

今日の質問、答弁を、事業主体である大阪広域水道企業団に詳細にわたりお伝えいただくことをお願いし、次の質問に移ります。

2点目の質問は、岬町内3小学校、中学校の校内トイレの総点検についてお尋ねいたします。

まず、市が今年の4月27日の町制70周年記念式典終了後、私は岬中学校の体育館内の男子トイレを使用しました。そのとき、男子トイレの小便器が1か所故障で使用できず、3K、暗い、汚い、臭いトイレでした。岬中学校の体育館は平成2年に完成し、35年を経過しております。また校舎は平成4年の完成で33年経過しております。

小学校、中学校の体育館は、岬町から避難情報が発生されたときは、指定一般避難所に指定されております。そして、中学校の体育館は生徒などがクラブ活動などに使用されることが多いです。各小学校の児童たちが常時使用する校舎内トイレは、年次的に教育委員会の努力により大変きれいに全面改修されてまいりました。ありがとうございます。

そこで、各小学校、中学校内でトイレ改修済み、未改修を確認させていただきます。答弁よろしくをお願いします。

○坂原正勝議長 教育次長、松井文代君。

○松井教育次長 奥野議員のご質問にお答えいたします。

本町の各小学校におきましては、令和元年度から令和4年度にかけて、児童が日常的に使用するトイレの環境改善を目的に、各フロアごとに1か所ずつ、従来の湿式トイレから乾式トイレへの全面改修を計画的に進めてまいりました。

体育館のトイレにつきましては、岬中学校の体育館の多目的トイレ及び淡輪小学校の体育室において機能改善の改修を実施しており、避難所としての機能や日常の教育活動における利便性の向上を図ってまいりました。また、深日小学校及び多奈川小学校の体育館のトイレにつきましても、災害時の使用を見据え、体育館付近のトイレについて改修を行っております。

ご指摘の岬中学校の体育館内男子トイレの故障につきましては、早急に修繕対応を進めており、生徒や地域の方が安心して使用できるよう努めてまいります。

現在の各小学校のトイレ状況については、淡輪小学校では、校舎内3か所と体育室の1か所、深日小学校は、校舎内3か所、多奈川小学校は、校舎内3か所で、岬中学校は多目的トイレ5か

所についてそれぞれ改修を実施してまいりました。

こうした取組により洋式化率はおおむね3割から6割に達しており、快適で衛生的なトイレ環境の整備に向けて段階的に取り組んでおります。また、全面的な改修には至っていない箇所につきましても、利用状況を踏まえ、必要な修繕や維持管理を適切に行ってまいります。

○坂原正勝議長 奥野 学君。

○奥野 学議員 先ほど答弁で、各3小学校内の小学校校舎内のトイレ及び淡輪小学校、体育室トイレ、岬中学校内では多目トイレ5か所については改修していただいたことは確認させていただきました。しかし、洋式化率は3割から6割という答弁でございました。まだまだ3割という低い洋式化率の学校があります。

少し話を替えますけれども、次に、昨年度、令和6年度厚生委員会、坂原委員長の下で政策提言サイクルの取組で、学童保育について委員会として調査研究を行ってまいりました。私も厚生委員会のメンバーでありました。昨年、令和6年12月に深日・淡輪学童の指導員との面談と視察、そして令和7年3月から4月にかけて、課題があると感じられた学童保育への現地視察を行いました。いろいろな課題がありましたが、その中でも、深日・淡輪学童たちが使用している教室前のトイレ2か所とも3K、暗い、汚い、臭いトイレでした。特に淡輪学童は児童数も多く、男子トイレの洋式トイレ1か所は故障していました。梅雨時期には臭う、和式が多く、経験のない子どもには使えない。洋式スペースが狭く、大人の利用はしづらい。また、別棟のトイレに行かなければならず、不便であり、現場を離れる時間が長くなるなどの理由により、深日・淡輪学童教室前のトイレは、共に早急に全面改修が必要であると感じました。

そこで、教育委員会の見解を改めてお聞きいたします。

○坂原正勝議長 教育次長、松井文代君。

○松井教育次長 奥野議員のご質問にお答えいたします。

先日、4月25日付で厚生委員長よりご報告いただきました淡輪学童保育室前のトイレの異臭につきまして、これまで改修を行ってきたところではありますが、依然として異臭が残っているとのご意見をいただきました。

この状況を受けまして、早急に町長とともに現場確認を行いました。原因の特定とともに、業者に修繕依頼をし、現在、改修に向けて進めているところでございます。

また、使用ができない箇所も確認し、児童が安心して利用できる環境となるよう努めてまいります。

○坂原正勝議長 奥野 学君。

○奥野 学議員 厚生委員会報告提出後、すぐに田代町長、教育委員会、しあわせ創造部、都市整備部担当者が故障トイレの現場に出向いていただき、早速に対応いただきありがとうございます。特に、3K、暗い、汚い、臭いトイレは、岬中学校体育館男子、女子トイレの全面改修、また深日学童、淡輪学童教室前の2校のトイレの全面改修が早急に必要であると思います。

先ほど、松井次長からの答弁の中で、洋式化率が3割という学校がありました。教室が多い岬中学校ではないかと私は考えます。岬中学校校舎内トイレも平成4年に校舎完成してから33年となります。まだまだ和式が多いと思われますので、洋式化を進めていただきたいと要望いたします。

ここで最後に、田代町長の見解を改めてお聞きさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○坂原正勝議長 町長、田代 堯君。

○田代町長 奥野議員のトイレの件についてお答えさせていただきます。

改修の内容については、先ほど教育次長のほうから答弁させていただいたとおりです。ただ、先ほど全面的に洋式化すべきではないかというご意見、また、全面的にトイレ改修をすべきじゃないかというご意見、これについては今までの経過について申し上げます。まず各小学校のトイレの改修につきましては、当初、教育委員会から私のほうに児童が日常的に使用するトイレの改善を優先的にしてほしいという旨の要望がございました。各階ごとに全面的な改修を段階的に進めていくという方向でありましたけれども、ただ子どもたちが、先ほど議員ご指摘のとおり、やっぱり臭い、汚い、そして怖いというイメージがあって、怖いというイメージは蛍光灯等が暗くてなかなかトイレに行きづらい場所だということも、子どもさんからも直接聞いておりましたので、教育委員会としては、各1階ごとで、特に子どもさんが使用するトイレを全面改修してほしいということで、多奈川、深日、淡輪小学校において、教育委員会と協議をしながら、各階ごとに1か所、全面改修をまいりました。

それ以外で岬中学校の多目的トイレもそうですが、特に問題があるところについては、改修の指示を出し、改修が終わっているところです。先ほど、学童保育に使うところが、いくら修理をしてもなかなか臭いが消えないということがあったもので、私も直接、担当と技術職員と一緒に確認をしたところ、男子の小便器の付け根のところが、排水管のひび割れを起こして、地下ピットの中に漏れていたということで、その臭いが充満し、校舎内に臭いがしたのかと思われます。そこを改修する指示をし、現在、その改修に当たっているかと思っています。

そういったことから、特に教育委員会の指示に基づく協議の中でそうやって進めておりますの

で、残りのトイレを全面的に改修というのは、非常に財政的に厳しい状況でありますので、特に問題があるところについては、随時検討してまいりたいと、このように思っております。

洋式については、子どもさんの中でやっぱりどうしても和式を使いたいという、じゃなかったらどうも用を足せないという子どもさんもおるようですので、それで洋式と和式に分けて整備しております。今後、教育委員会と情報交換しながら、和式をどの程度するのか、洋式をどの程度するのかということについては、計画を立てて、きちんと対応していきたいと思っています。何よりも校舎が古くなってきており、先ほどご質問にありましたように、中学校の体育館についても、私も同様に感じましたので、早急にそこは整備するようということも指示をしております。

そういったことで、ご質問の内容を最終的に申し上げますと、全体を改修ということは非常に難しいので、問題のあるところのみを改修していきたいと思っております。和式と洋式の比率も、教育委員会と十分相談して検討してまいりたいと、このように思いますので、よろしくお願いいたします。

○坂原正勝議長 奥野 学君。

○奥野 学議員 田代町長、答弁ありがとうございます。

我々、昨年の厚生委員会で淡輪学童、深日学童の見学を2回させていただいた際に、校舎内のトイレが随分と明るくて、見違えるほどきれいになりましたので、逆に学童の前のトイレが本当に3Kで、どないしたものかなという感想を持ちました。

それで先生方からもいろいろご意見もお伺いしながら、淡輪学童については子どもたちも多いですし、いろいろな先生方も問題もあるように、移動するのに時間がかかるとかいう問題もありましたので、部分的な修繕は当然のことながら、また今後、その辺りも十分にご検討をいただき、きれいなトイレにしていくことを改めて要望させていただきたいと思います。

その3Kの改修を要望して、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○坂原正勝議長 奥野 学君の質問が終わりました。

お諮りします。暫時休憩したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○坂原正勝議長 異議なしと認めます。

暫時休憩いたします。再開は13時00分といたします。では休憩いたします。

(午前11時46分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

○坂原正勝議長 休憩前に続き、引き続き一般質問を再開します。

次に、道工晴久君。

○道工晴久議員 令和7年岬町議会第2回定例会におきまして、一般質問をさせていただきます。

自民党の道工晴久でございます。

田代町政も4期目の終盤を迎え、5期目に向けて頑張っておられますが、残されました諸課題解決に向けて、今後のご検討を期待するものであります。

今議会では、事前通告いたしております2件について一般質問をさせていただきます。

まず1件目は、山林火災防止の諸対策についてお伺いをしたいと思います。今年2月に発生した岩手県大船渡市の山林火災は、約3,370ヘクタール焼失しましたが、岬町も約35年前に淡輪19区浦山から別所の台、それから畑地区にかけて約10日間ほど燃え広がった火災がございました。直近では、平成10年頃にも、同じ地区で山林火災が発生いたしております。山の火災というのは、1キロメートルぐらいは飛び火すると言われております。その中でも、「樹冠火」という言葉がございますが、木の上部や先端部分の枝葉が擦れて燃え、炎が木から木へと燃え移る現象ですけれども、町内の山間部を見ても、ここ十数年、山仕事をするともなく、下草も三、四十センチメートルほど松の落ち葉が堆積する状況であります。間伐採用もされておらない現状です。

町として、このような山間部の状況を見て、どのようにお考えになっておられるのか、まずお伺いしたいと思います。

○坂原正勝議長 都市整備部総括理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部統括理事 ただいまの道工議員のご質問にお答えさせていただきます。

昨今、山林火災についていろいろな報道があつて、各所で山林火災が発生したというのは認識しております。本町も山林面積が町の全体の面積の7割ぐらいを占めておりますので、これは他人事ではないということも認識をして対策を講じていく必要があると考えております。

そこで本町では、本町の中でも国有林以外の民有林というのがほとんどで、その民有林は、ほとんどが個人所有の山となっております。このような中で、各市町村では、森林環境譲与税を活用した対策というのが検討されておりますが、この税の活用例では植林された人工林の間伐等や、木材利用の促進、防災の観点から必要な対策をするようにと使い道が言われておりますが、一方で、なかなか民有の自然林における対策としては、まだ使い道等の事例が少ないと認識している

ところです。今後は、こうした山火事の事例も含めて実情に即した対策を考えていく必要が、あると考えておるところです。

○坂原正勝議長 道工晴久君。

○道工晴久議員 今お聞かせいただきましたが、特に山間部の整備計画をどのように策定されてるのか、その辺、もしあればお聞かせいただきたいと思います。

○坂原正勝議長 都市整備部総括理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部総括理事 ただいまの道工議員の山間部の整備計画の策定についてのご質問にご答弁させていただきます。

本町では、森林法に基づき大阪府が策定した地域森林計画と整合性を持たせ、本町の実情に即した岬町地域森林整備計画というものを作成しております。

この計画は、地域の森林を適切に管理し、水源の涵養、土砂災害の防止、生物多様性の保全、木材供給などの多様な機能を持続的に発揮させるために策定しているものとなっております。現計画は、令和7年度に更新しておりまして、令和7年4月1日から令和17年3月31日までの10年間を計画期間としております。

この岬町森林整備計画の対象となる森林は、町内の山林のうち、森林法において国有林以外の森林として定義づけられている民有林のうち、森林法第5条に基づき、大阪府知事が策定する地域森林計画の対象となる民有林とされており、対象民有林において、伐採、造林、保育、その他の森林整備に関する基本的な事項や森林整備に関する事項、森林保護に関する事項、森林の保健機能増進に関する事項、その他森林整備のために必要な事項などを定めております。

また本町では、岬町森林整備計画を基に、より地域の実情に即した森林整備を行うため、森林環境譲与税を活用して、令和2年度には岬町森林整備に係る計画を、また、令和5年度には森林区分調査及び森林整備実施方針を策定したところでございます。

令和5年度に実施した森林区分調査は、森林の機能や土地の所有、利用状況などに基づいて分類区分するための調査でございまして、森林の保全や利用計画の策定に必要な基礎情報を整備する目的で実施したものでございます。調査結果によりますと、町内の森林状況は多くが個人所有の広葉樹主体の森林となっており、谷の浸食が顕著な地形との結果でございました。

このような地形では、大雨や地震により、崖崩れや土石流、地滑りなどの土砂災害のリスクがあるとされており、この調査結果を踏まえ、山地災害防止の観点について、当該方針に盛り込んだところでございます。

議員ご指摘の、行き届かなくなっている森林の保全や山地災害の防止対策につきましては、

これらの計画や整備方針などを基にして、現地状況を鑑み、大阪府や大阪府森林組合、岬町林業活性化地区推進協議会と連携し、整備箇所や優先順位などの検討を進め、整備していくこととしており、令和7年度は、多奈川東畑地区において間伐工事を行う予定としております。

以上が本町における森林整備等に関する計画及び方針の概要となっております。

○坂原正勝議長 道工晴久君。

○道工晴久議員 山間部の整備計画、特に森林の整備実施方針を策定されている。その中でいろんなことを盛り込んでいるということをお聞きいたしましたけれども、それがいわゆる土地の所有者にどこまで伝わっているか、所有者の方も山の整備をしたいけれども、どこに言うていいかわからんと、こういうようなこともありますから、ぜひともその辺のPRを各所有者の方にもしていただくように、この辺は強く求めておきたいと思います。

特に、この密集する木を間引いて、間伐材を使用していくような対策も考えていかなければならないと思いますけど、今、東畑地区のほうでちょっと考えているというお話もございました。山は整備をしなければ、岬町の山の松というのはもう枯れてしまって、ないと言ってもいいぐらい、ただ山へ入りますと、二、三十センチメートルの小さい松が育っています。そういうものをどんどんこれから育てていかなければ、山は本当に、山の木そのものが全く使い物にならん。ですから間伐材を、杉とかヒノキはかなり残っておりますけれども、そういうものを利用して、何とかいろんなこと、間伐材を利用して物づくりをするとか、そういうことを進んで行政のほうから指導していくような、そういったことをお考えになっているかどうかをお聞かせいただきたいと思います。

○坂原正勝議長 都市整備部総括理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部総括理事 ただいまの道工議員の間伐及び間伐材の使用についてのご質問にご答弁させていただきます。

自然林において密集する木の間伐を行うことにつきまして、大阪府のみどり公社に確認いたしましたところ、自然林の間伐は一定の延焼防止効果がある一方で、間伐により風通しがよくなることで、災害が起こった場合に風の通り道となり、被害拡大につながるおそれがあるとのことでした。過去に発生した大規模な山林火災でも、自然林の間伐をすることによって被害が拡大した事例が報告されております。自然林の間伐が必ずしも火災予防になるとは言い難いとの回答でございました。

さきに申し上げましたとおり、森林整備方針に沿って間伐いたしますのは、植林された人工林でございまして、令和7年度は、多奈川東畑地区の甲山付近、ここで森林整備調査業務及び森林

間伐工事を行い、適切な森林保全に努めることとしております。なお、間伐工事面積は1.5ヘクタールを予定しております。

このように、本町といたしましては、今後におきましても森林整備調査業務により、町内で植林された人工林などの立木調査等の現況調査を行い、立木の健全な成長を促進するための間伐を行うこととしております。なお、自然林においては、優先度の高い危険木の伐採等を中心にこれまでどおり実施してまいりたいと考えておるところでございます。

次に、ご質問の間伐後の木材の利活用につきましては、今年度の間伐を行う箇所は、林道作業道などが整備されていない箇所となりますため、伐採樹木の搬出が困難でありますことから、伐採した樹木は移動等をせず、土壌が流出しないように適切に存置することとしております。ただし、今後を実施する森林整備におきましては、間伐材の利用の先行事例であります木材看板や木酢、学童机と椅子などの木製品、包装用紙や印刷用紙、紙皿などの紙への加工などの先進事例を参考にいたしまして、近隣市町の活用実績なども調査するとともに、整備場所の状況も考慮に入れ、利活用できるよう検討してまいりたいと考えております。

○坂原正勝議長 道工晴久君。

○道工晴久議員 東畑地区で人工林についていろいろやっていただけたということを聞かせていただきました。山を見ますと、本当に寂しい思いをするような状況です。私の里なんかは、マツタケ山をやっていた。アカマツがたくさん生えて、土曜、日曜日だったら何十人と人が来て、マツタケ狩りをしたと、そういう光景をいまだ忘れることができない。そのときはやはり山の手入れというものをきちっとやってはったんですね、みんなね。今それが全くされていない。そういうことで、やっぱり火災が起きても、下草が三、四十センチメートルの下で火がついて、上側の火が水で消えていっても、下からまた燃えてくると、そういうことになりかねませんので、そういったいろんなことを考えていただくと同時に、間伐材の利用をしっかりとやっていただいて、利活用をしていくということをぜひともお願いをしておきたいと思います。

こういった火災対策も含めて、先ほどのお話の中にもいろいろ出ておりますけれども、森林環境譲与税というものを積極的に活用して、植林も含めて、やはり山間部の整備を進めていただきたい。その辺は取組としてどうお考えになっているのか、お伺いしたいと思います。

○坂原正勝議長 都市整備部総括理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部総括理事 道工議員のご質問にお答えいたします。

山林火災につきましては、林野庁の統計によりますと、全国で毎年約1,300件の火災が発生し、令和元年から5年までの出火原因につきましては、たき火が最多で32.6%、野焼きな

どの火入れが19%、疑いを含む放火が7.6%、たばこが4.5%などとなっています。このように火災原因の大半が不注意によるもので、落雷などの自然現象に起因するものは稀ということとでございます。

また、議員ご指摘の、樹冠火は山火事の種類で、樹木の上部や先端部の枝葉が燃え、燃え移っていくものです。ほかに地表火というものもあり、地表火は、地表の落ち葉や下草類が燃え広がっていくものとなっております。なお、地表火に比べ、樹冠火は拡大が早く、飛び火しやすい特徴があると言われているそうです。

一方で、林野庁及び総務省が作成した森林環境譲与税を活用して実施可能な取組の例というのがございまして、その中では災害対策として、道路等のインフラ設備に隣接する個人所有の森林で倒木のおそれがある立木の伐採や間伐を個人が行う場合の補助制度や個人所有の森林で、台風などにより発生した倒木の搬出処理や災害による被害林における更新伐や間伐を所有者が行う場合の補助制度などの例示が示されておりました。そして、この取組事例はあくまでも例であり、これらの事例に限定するものではなく、地域の実情に応じた取組の検討を行い、森林環境税の創設、それに付随して森林環境譲与税が設けられておりますが、その趣旨を踏まえて取組を推進していくようにとの記載がされておりました。

以上のことから、今後において、議員ご指摘の山林火災の観点も踏まえ、本町の実情に応じた災害対策となるような取組を森林環境譲与税を活用した取組の一つとして、森林環境譲与税を活用した災害補助制度の創設などの調査研究に取り組んでまいりたいと、そのように考えております。

また、山林所有者や山に入る方への火災防止に向けた啓発活動も重要であると考えておりますので、昨今の山火事報道事案も踏まえ、危機管理部局とも十分に情報共有を行いながら、火災防止に向けた取組も推進してまいりたいと考えております。

○坂原正勝議長 道工晴久君。

○道工晴久議員 ありがとうございました。しっかりとその辺の森林環境譲与税を活用して、いろんな対策をぜひとも取っていただきたい。冒頭に申し上げましたが、やはりこういうことは住民の方々にもっと知ってもらわないかん。答弁の中では全く出てこなかったんですが、やっぱり植林なんかもこれからやっていかなければいけないと思いますし、そういうことも含めて、環境税を使えないのかどうかということも一つご検討いただいて、前向きに一つ進めていただくように強く求めて、このことにつきましての質問を終わらせていただきます。

2点目は、危険建築物の撤去について、私は過去に2回ほどやらせていただきましたが、今な

お大きな問題が発生しています。淡輪13区、いわゆる淡輪畑地区の山間部にあります旧廣崎病院の木造の建物、今、SNSとかで、いわゆる幽霊の出る建物としてもものすごく広まっています。多くの方がそれを体験しに来られている。土曜日、日曜日なりますと、車で乗りつけて、周辺の空き地に車を止めてそこへ入っていく。ご近所の方からいろんな苦情も出ております。そういった探検者が実質その建物に入ってきているという現状をどこまで確認されているのか、まずお伺いしたいと思います。

○坂原正勝議長 都市整備部理事、佐々木信行君。

○佐々木都市整備部理事（建築担当） 道工議員のご質問にお答えさせていただきます。

今、議員がおっしゃるように、淡輪13区奥にある旧病院につきましては、SNS等で書き込みがあり、その方たちが入られてというところは把握しております。その中で、町の方も現場に訪問させていただきまして、地元の方などの意見も聞かせていただき、その状況を把握しているとともに、建物の状況なども把握して、確認している状況であります。

その中で、若者たちが建物の中に入っているという情報がありましたので、議員がおっしゃるように、現場を確認しまして、対応などを一部させていただいている状況ではあります。

○坂原正勝議長 道工晴久君。

○道工晴久議員 この建物は、出入口は開け放題、窓ガラス割れて、窓も開いたまま、アスベストを使った建物。前々からいろんな問題が生じておりまして、私も大分言わせていただいていた。特にSNSなんかで本当にたくさんの方が幽霊体験に来るということは、いいのか悪いかは知りませんが、ただ、そういった危険家屋に出入りすることによって生じるいろんな事故があっても困りますし、もちろんこの建物については所有者があるわけですから、そういった方々にもやっぱり注意喚起をしていかないかと思うんですけども、私、特に最近気になるのは、岬町内の中学生なんかもこの探検に多くの生徒が立ち寄っているということが分かりました。教育委員会としてその辺を認識されているのか、また生徒に立ち寄らないように指導されているのかどうか、その辺をお伺いしたいと思います。

○坂原正勝議長 教育次長、松井文代君。

○松井教育次長 道工議員のご質問にお答えさせていただきます。

この件につきましては、近隣の住民の方から中学生が廃墟に入っているとの連絡が中学校に寄せられたとの報告を受けました。生徒指導教諭が直ちに現地に駆けつけ、その場で指導を行ったと聞いております。

また、全校生徒に対しても、危険な場所や立入禁止区域に近づかないように注意喚起を行った

とのことです。

今後も引き続き、学校に指導を徹底するとともに、警察とも適宜連携しながら、生徒の安全確保に向けた取組を継続してまいります。

○坂原正勝議長 道工晴久君。

○道工晴久議員 中学生の子どもたちも立ち寄っているということを認識されておられます。やっぱり危険ですから、ぜひともその辺を徹底して、子どもたちに行かないように強くご指導をしていただくようお願いしておきたいと思います。特に病院跡ということなので、当初は、医療法人ですから、大阪府の指導があったと思うんです。その後、大阪府がもう知らん顔しているのかどうか。このまま放置していいのかどうか。私が調べますと、個人3名の方の名義になっているように思いますが、その辺はどうなっておられるのか、町行政としてこれからどのようにされようとしてるのか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○坂原正勝議長 都市整備部理事、佐々木信行君。

○佐々木都市整備部理事（建築担当） ただいまの道工議員のご質問にお答えさせていただきます。

これまで大阪府の方も一部指導等は過去にはされております。現在のところでは、大阪府は、この建物については、今調べている中では未登記の状況になっておりまして、現在、建物未登記というところになると、大阪府が指導をするに当たっても、指導対象者が誰かということが確定できない状況になりますので、大阪府については、現時点においては指導ができないという状況になっております。

それと、今後、岬町においてこの建物をどのようにしていくのかというところにつきましては、現在、建物が所有者不明の状態でありまして、今後、建物に対し何らかの対策を行うにしても、土地に入らなければならない状況のため、今できることとしまして、まずは改めて土地所有者を訪問のうえ、土地への侵入、建物への対応等に関する考えなど、土地所有者としての意向の確認をしまして、今後の対応について検討していきたいと思っております。

○坂原正勝議長 道工晴久君。

○道工晴久議員 この病院跡、これも1週間ほど営業したということもちょっと聞いているんですけども、いわゆる排水の問題で開業できなかったと、私はその下の方で住んでいる人間ですから、聞いておりますけれども、今、いわゆる建物が未登記やということをおっしゃっていました。未登記の物件をそのまま町として放っておいてええのかという問題、かなり大きな問題だと思うんです。ですから今さら言うても仕方ありませんから、まず土地の所有者の方にしっかりとアタックしていただいて、私、以前に所有者の1人のところに1回行ったことがあります。その方がお

っしやっているのは、もうどうにもならへんと。解体するにしても何千万円というお金がかかる。だから今さらそんなもんだしようもない。そういうことをおっしやってはりました。ですからやっぱり行政も、建物が建っているんですから、しっかりとその辺を指導していただいて、前向きに土地の所有者に撤去させるように頑張ってもらいたいと思うんですが、それ以上言うても、大変な部分やと思います。努力は一つやってください。本当にその周辺の方が困られているんです。私のところにもしょっちゅう電話がかかってくる。もちろん役所のほうにも電話がかかってくると思いますが。こういった物件の管理というものは、きちっと指導をしていかなければ、持ち主自身も今になって建物は知らんと言うても、現実には廣崎病院として開業をしようとしたのか、その辺はちょっと分かりませんが、以前は廣崎さんという方のお名前も土地にも載ってありました。それがもうある日消えてしまっている。その辺をしっかりと、お忙しい中でこんなことを申し上げるのは大変ですけども、周辺の住民の方々が大変困っておられる。特に土曜日、日曜日、一度また現場に行ってください。一般の方も車で乗りつけて、その辺に駐車して奥のほうに入っていく。大変困っておられるということでございますので、私はこの件について、何遍も一般質問をせんでもええように、ぜひともこの話は早くけりをつけていただきたい。これを強く要望いたしまして、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○坂原正勝議長 道工晴久君の質問が終わりました。

次に、谷崎整史君。

○坂原正勝議長 谷崎整史君。

○谷崎整史議員 議長の了解を得まして質問させていただきます。大阪維新の会、谷崎整史でございます。

まず初めに、雷害対策について伺いたいと思います。保育所、幼稚園、小学校、中学校、特に運動場の雷害対策はどうなっているのか、運動場での被災防止対策について、どう検討されているか、現状の対策をお知らせ願いたいと思います。

また、架空地線とか、ポール型、PDCE（極性反転型避雷針）等の検討等もされておられるかどうか、伺いたいと思います。

○坂原正勝議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 谷崎議員のご質問にお答えさせていただきます。私のほうからは、保育所ということでございますので、その立場からお答えをさせていただきたいと思います。

今、議員が言われましたように、架空地線型とかポール型等云々の淡輪保育所におけるハード

面での対策については講じられていないところではございますが、落雷や竜巻、突風、急な大雨などの危険から児童を守るため、園庭遊びやお散歩、また運動会など、屋外での行事を実施する場合には、気象庁からの情報を確認し、実施するかどうかの判断を事前に決定するよう努めているところでございます。

また、実施中におきましても、雷などの危険がある場合には、気象庁からの注意報が随時発表されますので、雷を伴う大気の状態が不安定、竜巻などの激しい突風などの表現による発表がなされた場合で、また天候の急変などが見られた場合は、迷うことなく屋外での行事を中止するよう、安全対策に努めているところでございます。

○坂原正勝議長 教育次長、松井文代君。

○松井教育次長 谷崎議員のご質問にお答えします。私のほうからは、幼稚園、小中学校のご答弁をさせていただきます。

雷害は児童生徒の生命に関わる重大なリスクであり、特に運動場などの屋外活動中における安全確保が重要であると認識はしております。過日、奈良市の学園で発生した部活動中の落雷事故を受け、改めて各学校に対して、落雷事故防止に係る留意点を通知したところであります。

各学校においては、雷注意報が発令された際は、アプリなどで情報を取得し、気象情報の的確な把握と教職員間の情報共有を徹底するよう促し、児童生徒には雷鳴が聞こえたら、直ちに屋外活動を中止し、速やかに校舎の中に避難するよう指導しております。

本町の幼稚園及び小中学校における雷害対策といたしましては、建物などの高さが20メートルを超えるものに避雷設備を設置する必要があり、淡輪小学校及び多奈川小学校がこの基準に該当することとなりますので、校舎屋上に避雷設備を設置しております。

その他の学校施設につきましては、いずれも建物の高さが基準以下となるため、避雷設備の設置は不要となりますので設置はしておりません。

今後も施設の安全確保に留意しつつ、引き続き、教職員への注意喚起や避難行動の確認を通じて、児童生徒の安全確保に万全を期してまいります。

○坂原正勝議長 谷崎整史君。

○谷崎整史議員 この質問をいたしましたのは、ご指摘のとおり、奈良市の学園で発生した雷害事故というのがございました。

気象変動が、避難誘導や指示、あるいは事前予測が既に間に合わない状況になっていると、その中で、今までどおりの危険予知というんですかね、そういう対策でいいのかどうかという意味で、人的対応が無理な場合は、設備的な対応が必要じゃないかということで考えてみました。

コロナ禍のことを思い出しまして、庁舎内で設備関係を聞いてみたところ、建築部門では必要な建物には避雷針をつけて対応をしておると。運動場はどうなっているんですかということ、それは教育委員会です。あるいはその所管者ですという回答でした。縦割りという意味じゃないですけど、横断的にそういう状況を判断する場がない。あるいは知見を集めようとしていないという状況でしたので、この問題を出してみたところです。

既に気象状況は予見できない状況になっていると思います。特に雷害とか豪雨については。そういう広場で、私が書きました架空地線というのは、電線や鉄塔の上に線を通してますけども、地上の電位を上まで上げて集雷すると、雷を集めると。避雷針は当然そこに集雷すると。アレストすると言うそうですね。PDCEという極性反転型というのは、雷と同じ電位を高いところに持って行って反発すると、雷を呼び込まないという方式らしいです。これも全国で4,000か所ぐらいついておるということで、いろいろこういう知見を検討する場をご検討されてはいいかなと。気象状況で何とか対応しようとしたけど、100%予言できなかったということは言えると思いますけれども、これを検討いただいて、今後、想定外の事故であったと、事故が起こってから言うことがないようにしていただきたいなと思うんです。

ただ、教育委員会とか、厚生関係の所管とか、建物関係とか、いろいろ所管が違ってまして、奈良のような対応のしようがない落雷事故があるという場合に、何もできないと、想定外でしたと、ただし材料があるんですから、今後は想定外とは言わないでいただきたいなと思うんですが、こういう検討の場の設営について、町長はどうお考えでしょうか。

○坂原正勝議長　しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長　ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

おっしゃいましたように、他の部署と調整をしながら、全庁的な場面で一度話し合いをしていきたいなと思っていますので、よろしくお願いします。

○坂原正勝議長　谷崎整史君。

○谷崎整史議員　極力そういう知見を集めて、既に人的対応では間に合わないというところは設備対応すると、それは対策していくという姿勢が大事だと思いますので、ぜひともその結果のご開示をお願いしたいと思います。要望しておきます。

次に、みさき公園事業について伺いたいと思います。PFI事業者の着工は、2027年開始まで3年先送りしておりますが、事業者からの資金計画、事業計画、団体構成企業等の打合せはどのような状況になっているか。また、どのような時期に実施されるか、段階を踏まえて実施したのか、また今後の予定はどのようなものか、お聞かせ願いたいと思います。

○坂原正勝議長 都市整備部理事、新保太基君。

○新保都市整備部理事（新たなみさき公園担当） 谷崎議員のご質問にお答えします。

先日、5月1日開催の全員協議会でも議員の皆様にご報告させていただいたとおり、新たなみさき公園整備運営等事業を円滑に進めるために必要な課題となっている事業資金調達計画や変更後の公園計画に基づく具体的な事業スケジュールの確定作業などに係る進捗状況を確認することにより、より一層本事業の円滑な推進を実施することを協議の目的といたしまして、令和7年4月21日、月曜日に田代町長と株式会社A r k L Eの岩崎代表によるトップ会談を開催いたしました。このトップ会談に先立ち、本町は事業者に対し変更公園計画に基づく新たなみさき公園に係る具体的かつ詳細な事業計画の策定及び事業計画に添付する基本設計図書の策定状況、資金調達に向けた協議の状況、本事業に参画する構成企業の変更の有無などについて、具体的な資料の提出を求めておりましたが、トップ会談当日までには事業者からは一切提出はなく、この協議予定の項目とは異なるこれまでの本町と事業者間との協議を通じて、事業者は本町に対して信頼関係が損なわれたとの一方的な判断の下に、本事業に必要な事業計画策定などの作業をストップさせていた。そのため、今回のトップ会談では、まずお互いの信頼関係を再構築し、今後の事業推進に向けて必要な協議を進めていきたい旨の想定外の主張をされ、本町が求めている資源調達計画及び変更後の事業スケジュールの確認に係る資料の提出及び説明については、トップ会談後に改めて必要な協議を再開したい旨の意向が示され、事前に本町が求めていた資金調達計画などの具体的資料に基づく説明は行われていない状況となっております。

なお、トップ会談において、田代町長は、株式会社A r k L Eの岩崎代表を信頼しており、変更公園計画の省略申請においても、変更申請理由には合理性が認められ、真にやむを得ないものと判断して省略し、また、町長が説明を求めている変更後の公園計画に基づく事業計画及び公園施設の設計図書、資金調達計画、変更後の事業スケジュールについて、速やかに必要な資料を提出し、早期に説明するよう岩崎代表に求めるとともに、今後、協議を必要とする問題が生じれば、気兼ねなく私に直接連絡してくれれば良いとお伝えしております。

これを受け、トップ会談終了後、本町と事業者との事務担当者間で日程調整を行い、令和7年5月26日、月曜日に事務担当者による打合せを行いました。この打合せでは、トップ会談で課題となった本町が提出を求めている関係書類の策定状況などについて協議を行いました。この協議の中では、2027年、令和9年の第1期エリアオープンに向けた詳細スケジュール等をはじめ、本町が求めている資料について提出時期等を含め、早急に提出いただくよう改めて求めました。事業者は社内で検討の上、近日中に提出時期等について回答するので、少しお時間をいただ

きたいとの内容でございました。

また、今後も事業者との間で緊密に連携を図りながら、本事業の早期実現に向けて取り組んでまいりの方針を確認しております。

○坂原正勝議長 谷崎整史君。

○谷崎整史議員 3年間のやむを得ない理由を了承して延ばしたと、その間に当然すべき工程がありまして、これは私、全員協議会でも申し上げましたけれども、全く信頼関係の話じゃないですよ。契約を履行するか、契約不履行かと、業者で言うと納期とか、契約問題ですね。そういう目で見ていただきたいなと思います。

2027年以降への再進展、今後も事業者と変更の計画ではどのような計画、手続になるのか、2027年以降にオープンとなっておりますが、事業スケジュールが遅れた場合、再延長を認めるのかどうか。これはあり得ないとは思いますが、どういうご見解か、お聞かせ願いたいと思います。

○坂原正勝議長 都市整備部理事、新保太基君。

○新保都市整備部理事（新たなみさき公園担当） 谷崎議員のご質問にお答えします。

本事業につきましては、令和4年9月に事業契約を締結し、この事業契約では、事業者は、令和5年1月には第1期工事に着手し、令和6年4月には駅前広場からのパブリックエリアのオープンを計画しておりました。その後、令和5年8月に事業者から本町に対して、シンガポールでの成功事例を参考にした公園計画の変更承諾申請書と事業日程の変更に関する協議申出書が提出されました。本町は申請された公園計画の変更理由に合理性が認められるとの判断をして、令和6年1月に公園計画及び事業日程の変更を承諾したものであります。

去る4月21日、月曜日に開催されたトップ会談の中でも、田代町長は、株式会社Ark LEの岩崎代表に対して、令和6年1月に本町が承諾した改正後の公園計画に基づき、2027年、令和9年の第1期エリアオープン、2029年、令和11年の第2期エリアオープン、その後の計画どおりの全面開園スケジュールについて、本町はこの事業スケジュールとし、これらの再延期は認めない方針であるということで、変更後の公園計画に基づき、計画どおりこれを履行し、再度のスケジュールの延期はなく、しっかりと進めていただくことを事業者に対して求めています。

○坂原正勝議長 谷崎整史君。

○谷崎整史議員 同様の2027年の話なんですけど、田代町長に最終決定者としてお伺いしたいと思います。2027年までに事業計画、資金計画、事業構成企業・団体を出せということで、現

在調整中と事務方からは今伺っております。２０２７年と２０２９年、２０３２年のステップでエリアを拡大していくんですが、通常こういう全体計画は、当初の段階で一定の全体計画は出るものと認識しております。２０２７年段階で全体についての計画、全体についての資金計画かつ、２０２７年から実施する明確な資金計画、それと全体の設計図書、企業グループも含めまして、こういうものが出なかった場合は、どういう判断をされますか。契約延長はないという判断でよろしいでしょうか。

○坂原正勝議長 町長、田代 堯君。

○田代町長 谷崎議員のご質問にお答えします。

トップ会談の内容については、もう既に担当のほうから説明していますので省略します。

要は、私へのご質問は、変更後の公園計画とそれに関わる、資金調達計画ができなかった場合には、どう考えるのか、契約を延長するのか、それともしないのかということだと思います。

私は、先ほども担当のほうからも申し上げたとおり、社長にははっきり言っております。３年間、いろんな事情があつて事業期間を延期して、その後、いまだに変更後の公園計画に基づく具体的な事業計画、資金調達計画、また企業グループの構成などが出てこないことから、もし万が一、２０２７年の開園が遅れるようなことがあつたら、次の変更は認めませんと、延期は認めませんということも伝えております。

ですから、ある一定の時期がくれば、私自身も判断をしなければならないと考えています。しかし、お互いに信頼関係を持ってやろうということで、今回、トップ会談を進めておりますので、現段階での仮定の話はちょっと避けたいと思います。今の段階では必ず町が求めている資料については、９月までには出していただけるのかと考えており、そうでなければ事業に遅れが生じると思います。そうなった場合は、やはり計画どおり事業は進まないということになりますので、今でも住民の方に大変なご迷惑、ご心配をかけていますので、一定の判断をする時期が来るのかと思っています。

○坂原正勝議長 谷崎整史君。

○谷崎整史議員 ありがとうございます。事業の的確な運営ということで、２０２７年を一つの目安とすると。当然、大規模な資金が要るものについては、事前に資金計画が必要になります。事業計画も綿密でなければならないと思います。それが本年９月頃に出るだろうと、町としては目途としていると、そのぐらいでないと事業の伸展が追いつかないでしょうねということ。大体どこの企業でも、大きなところはそうだと思います。正しい判断だと思います。的確にご判断いただきたいと思います。信頼関係というよりも、契約履行という工程管理を確実にいただきたいと、

工程管理を綿密にいただきたいと思います。

続きまして、同じくみさき公園ですが、私、以前も文書を書かせていただいたんですけども、私の思いとしては、みさき公園というと、土地の活用ですね、前に図書館委員長もしておったんですが、やはりみさき公園は図書館とか、そういう町の公共物の建築から除外されてると、PFIに任せているという状況もあるんですけども、土地を生かした建物開発を目指して、もっとみさき公園の土地を生かして、自主財源の創出を図る取組を考えるべきじゃないかと、そういうものも並行して考えていくべきではないかなと。今、PFI事業者さんにも介入できる場所があるかもしれませんし、もうちょっと柔軟な計画、財源も入る、自主財源も入る計画も可能ではないかなと思うんですが、その辺りはどのようにお考えでしょうか。

○坂原正勝議長 都市整備部理事、新保太基君。

○新保都市整備部理事（新たなみさき公園担当） 谷崎議員のご質問にお答えします。

令和6年6月の一般質問でもお答えさせていただきましたとおり、みさき公園の用地については、その全域が都市公園区域となっており、公園内に設置可能な建築物については、都市公園法に規定された公園施設のみとなります。そのため事業者は、都市公園法の規定に従い、動物園や宿泊施設、駐車場など、公園内に設置可能な公園施設の整備計画を盛り込んだ公園計画及び変更公園計画を本町に対して提案しており、この変更後の公園計画により、現在、事業を推進しているところであります。

本町は、事業者から提出された変更後の公園計画が、新たなみさき公園を、さらなる魅力ある公園として多くの皆様に親しまれる本町のにぎわいの拠点となるなど、公園機能をさらに高める計画であると考えております。

また、厳しい財政状況を踏まえ、自主財源の確保は重要な課題であり、本事業においても、事業者から公園施設の設置許可に伴う公園使用料を徴収することとしております。具体的には、事業契約第7条において、事業者は都市公園法第5条に規定する公園施設設置許可及び管理許可または同法第6条に規定する占用許可による使用料を町に支払う。また、この使用料については、岬町立みさき公園条例に定めるとおりと規定しており、本町は事業者からの設置許可申請に基づき許可を与えた際には、この許可により使用することとなる敷地面積に対して、みさき公園条例に規定する公園施設使用料を徴収することになります。また、あわせて、事業者が設置する新たな公園施設、主に建物等になりますが、こちらにつきましては、固定資産税が課税されることから、これにかかる税収入も予定しております。

本町は今後も引き続き、PFI事業方式による新たなみさき公園整備を進める方針に変わりは

なく、また、本事業に係る税収入及び公園使用料の確保が図られることから、都市公園法に規定する公園施設以外の目的に利用する余地はないと考えております。

○坂原正勝議長 谷崎整史君。

○谷崎整史議員 ありがとうございます。都市公園法、都計審とかによって都市公園とか定められておりまして、これは変えることができませんというのを50年以上前からずっと言われておりまして、みさき公園は第2種住居専用地域でした。それが5年前には業者が入って、要望により急に都計審で近隣商業地域に変わっています。そのときに私は、近隣商業地域の土地としての活用をもっと生かすべきだと申し上げたと思います。もっと床面積が増えて物を建てることができると、ただ都市公園法がどこにも持っていけないと。せんだっても、今、都市公園法で指定されておりまして、面積単価で30円か40円でみさき公園で、年間1,200万円の地方交付税が入ってくると。そんなのをこの間の議会で申し上げましたけども、修験道とか、入り口とか、そういう山間地に都市公園法を持っていけないのかと。都市公園そんなにたくさん要らないですよね。1人当たり71平米公園があるんですよ。全国でも北海道のどこかより多いぐらいらしいと聞いています。要らないんですよ、岬町でそんなに公園は。外せるものではないのか、そういう努力をすべきだということをこの間申し上げたはずですよ。お願いしたところでございます。

修験道の道に持っていけば、もっともっと広い都市公園指定が可能かもしれません。あわせて、近隣商業地域にあった土地を有効活用すると、公園駅前でも住宅開発、公用の施設をつくるということも可能でしょうし、そういう面も含めて進めていっていただくのが本来のああいう拠点、地域の中核施設としてあるべき姿じゃないかなと、町の計画、中核としてあるべき姿ではないかなと思うんですが、町長は、もし並行してそういうことも、今の業者も含めても検討したらよろしいかと思うんですけども、若干公園の内容を変更していくということも、そのようにしていくべきではないかなと、どうお考えでしょうか。

○坂原正勝議長 町長、田代 堯君。

○田代町長 谷崎議員の質問にお答えいたします。

先ほどから言っておりますとおり、事業者から変更後の公園計画に基づく詳細な計画をしっかりと出してほしいということは、議員もご指摘のとおりであります。それが提出されない限り、みさき公園内に公民館、また図書館という施設の設置を行政から提案することはできないと思います。詳細な計画が提出されてきた中で、もしその余地があるとするなら、またそこで協議はできるとしても、今、公園事業は前に進むのか、進まないのかというところが大きな問題、山場に来ていますので、その内容が出てきてから、今、谷崎議員がおっしゃる内容については、また検討

をした上で説明させていただきたいと思います。

○坂原正勝議長 谷崎整史君。

○谷崎整史議員 ありがとうございます。いろいろ難しい問題があると思いますけれども、極力、土地の活用と自主財源をつくるという方向で動いていただければなと思っております。依存財源ではなく、自主財源をつくっていくということです。

次に、公民館・図書館等公共建築についてなんですが、町長に伺いたいと思うんですが、今回、新規自主財源として、関西電力と協力共同会社の蓄電所、電気事業法に新たに位置づけられた蓄電所という設備が設けられて、20年間で年平均で9,000万円ずつ入ってくると、約1億円近い金が入ってくると。それは全く自主財源、償却資産に係る固定資産税ということで聞いております。

こういう増収が見込まれる中、PFIの利用などで公民館・図書館の委員長をしていたんですが、やはり公民館・図書館だけでは教育施設は30%程度の補助しかないとか、そういうことを聞いていますので、公共合築のそういう施設、庁舎、公民館、図書館とかいろいろ会館の合築、庁舎の建て替えも含めたPFIなども検討し、リース契約であれば十分建て替え可能ではないかと思うんです。それはいかがでしょうか。貝塚市は、あれは公共部分の入った公用の建物で、20何億円かは支援を受けて、あの当時、半額ぐらいので建っていると思います。30億円弱ぐらいですか。はっきりした金額は出ないですけど、古い資料を見たら、年間2億4,000万円と書いているんですが、今現在、8,500万円の家賃を償還して、業者に管理費を1,000万円払っていると、貝塚市から聞いておるんですけども、筑前町についても1億円入ると、関電の多奈川第一発電所には、今回、蓄電所を開発するエリアのまだ2倍程度の空き地が調整中で残っていますので、どんどん蓄電所を増やしていただいたら、もう2億円ぐらい増えるんじゃないかなと思うんですけども、これを申し上げますのは、原子力系が北にあって、湾岸火力系が今、南部には5基しかないんです。だから電力系統的にも、蓄電所をこの南部に設けるということは非常に有利なことかなと思っております。

そういうことも含めて、有利なそういう電力施設、蓄電所などの増設、現状では1億円程度入るということを踏まえて、PFI事業などを使えば、現在の状況では何とかそういう庁舎の建て替えも可能、PFI事業者の30年、20年、30年返済では可能ではないかなと思うんです。そういう計画はどうお考えでしょうか。

○坂原正勝議長 町長、田代 堯君。

○田代町長 谷崎議員の質問にお答えいたします。

庁舎検討、これはもう当然多くの議員、また他の議員からも、何とかせなあかんのちゃうかという話は出ております。私も庁舎建て替えについて全く反対ではなくて、なるべく早く庁舎の建て替えはやっていきたいし、また、公民館・図書館等も必要だということは十分理解はしております。やはり行き着くところは、先ほど議員おっしゃるように、やはり財源の見通しなんですよ。そういった蓄電施設を誘致したから、それで年間9,000万円程度のものが入るから、それを運用したらどうだという意見もありますけども、まず庁舎は100%自主財源が要るんですよ。少なくとも、今の町の試算では20億円から30億円の範囲内の建設費が必要だということになると、それをリースでやった場合については、やっぱり二、三千億円のリース料がかかってくる、あくまでこれは臆測ですよ。かかってくるんじゃないかなと思っております。そうすると、起債の残高も令和5年で言いますと、まだ議会の議決を得てませんので案は出せませんが、大体72億円程度のものは残債で残っております。これを毎年2億円から3億円の範囲内で借金を返してるというのが現状なんですよ。そこへ庁舎建設、または公民館・図書館を建設した場合になると、リース料が一体どうなるのか。私は倍以上の借金を背負って、払っていかないかんというのがあるように思うので、これは、やっぱり庁舎は100%町单独ですので、いろんな財源を複合施設にするとか、そういったことも検討しながらやっていかないと、以前、岬町が苦い経験をした財政破綻、そういったことにならないためにも、やはり慎重に検討しながら、財源の確保をしっかりと見極めた上でやっていきたいという思いであります。

ただ、発電所の蓄電施設、それについては私は第一発電所の範囲内でしっかりとやっていただけたらありがたいなと思いますけれども、これを民有地に持っていったり、それはちょっと民間の方々の抵抗もあると思いますので、それはちょっと下げていたほうがいいのかなと思ったりします。

ちょっと横滑りして申し訳ないんですけど、多奈川第二の発電所の跡地については、やっぱりこれは大手企業を何とか誘致したいという思いが関電さんとの中で話をしていますので、そこに蓄電施設を持っていくのは非常に難しいのかなと思っていますので、今の施設は年間償却資産として9,000万円、それを使ったらいいということは、ちょっと年間のうちの事業計画をちゃんと立ててでなかったら、今お答えすることはちょっと難しいのかなと思います。

○坂原正勝議長 谷崎整史君。

○谷崎整史議員 そうですね、多奈川第二のほうは大手と聞いていますので、お願いしていると。多奈川第一のほうに今の蓄電施設の2倍ぐらいの土地が交渉中、ないし調整中で残っていると、そういうところももっと誘致にあったらかどうかという。

それとあとPFIで極力町の持ち出しなしで、合築部分の公共部分は補助は当然出るでしょうし、いろいろ貝塚の方針とかも検討いただいて、72億円の残債、40億円ぐらいになったら動けるかなという話も少し聞いたことがあります、何とか自主財源を増やしてと思います。

みさき公園の件でもそうですが、自主財源が100増えたら、75交付税が減らされますよという話を伺いました。しかし、25自主財源が増えていくんです。自主財源を増やすというのが一番大事なことだと考えておりますので、ぜひそういうことを念頭によろしくお願い申し上げたいと思います。

以上で質問を終わります。

○坂原正勝議長 谷崎整史君の質問が終わりました。

お諮りします。次の質問の前に準備の時間が必要ですので、暫時休憩したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○坂原正勝議長 暫時休憩いたします。再開は2時25分に再開いたします。では休憩いたします。

(午後 2時14分 休憩)

(午後 2時25分 再開)

○坂原正勝議長 休憩前に続き、引き続き一般質問を再開します。

次の一般質問で使用する補助資料については、議員及び理事者の皆様にはメールにて配付しております。パソコンまたはタブレット、スマホ等でご参照いただきますようお願いいたします。また、傍聴の皆様には配付しています傍聴者用資料をご覧ください。

次に、竹原伸晃君。

○坂原正勝議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 大阪維新の会岬町議会議員団、竹原伸晃でございます。まずはご指名いただきました坂原議長、ありがとうございます。

令和5年5月から令和7年5月までの2年間、議長職を拝命し、議会運営の申合せ等により一般質問できませんでしたので、約2年ぶりの登壇となります。議長職の間は、ほかの議員の方々の質問を聞くことにより参考になる話法など、たくさん学ばせていただきました。それらを取り入れたり、よりよい質問となるよう準備してきましたので、理事者の皆様には、明快でかつ前向きな答弁をお願いいたします。

今回の私の質問は、産業活性化部門について岬町が定める第5次総合計画の基本計画第3章に、

「新たな活力と魅力があふれるまち」があり、内容として大きく5つ、細かく9つに分かれています。その内容に沿って進めていきたいと思っております。

それでは、1として農林業の振興についてお尋ねします。農業と林業を別に聞かせていただきます。

本町には、田畑の休耕地や耕作放棄地が目立ちます。対策はないのかという点でございます。現在、ちまたではお米の値段が高騰し、政府を挙げてその対策に乗り出していただいておりますが、根本的な理由は、お米を作る人が少なくなっているのが要因ではないかなと思っております。我が町、岬町におきましても、高齢化による後継者不在になって、休耕地が増えているようにも見えますが、町としてどのように把握されているか、また、農業に関する町の実組はどのようなものがあるか、ご答弁をお願いいたします。

○坂原正勝議長 都市整備部総括理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部総括理事 竹原議員のご質問にお答えいたします。

本町の農地のうち、耕作されずに放置された農地、いわゆる遊休農地の現状につきましては、令和6年度に実施いたしました農地パトロールでは、約33ヘクタール、これは町内の全体の農地面積のうち約2割を占める割合となっております。これは年々増加する傾向にあると言えます。

遊休農地に関する諸課題といたしましては、農家の高齢化、後継者が農業を継承しないなど、地域農業を担っていく次世代の担い手が不足していることが主な要因と考えております。

こうした中、農林水産省では、遊休農地を何とかしたい農地所有者のために、遊休農地解消緊急対策事業を実施しております。この事業は農業政策の一環として、遊休農地を再生活用するための取組でございます。農地の担い手不足や高齢化が進む中、農地の有効利用を促進し、地域農業の活性化を図るために実施されているものでございます。

主な取組といたしましては、農地中間管理機構、いわゆる農地バンク、これを通じて、遊休農地の借受と再生をするというもので、その間には草刈り、抜根、整地などの簡易な整備作業の実施や整備後の農地を意欲ある農業者に貸し付け、営農の再開を支援するといったところまでの支援となります。

これらの遊休農地に関する措置は農地法に定めがあり、平成25年の農地法改正により、所有者不明の農地の取扱いや速やかな解消に向け、事務手続の大幅な簡素化など、遊休農地対策の強化がされたところとなっております。

本町では、これら国の制度を踏まえ、大阪府とも連携をして、町内の農地所有者の相談などに対応していくという現状になっております。また本町では、令和元年度に策定いたしました、み

さき農のみどりの活性化を基に、令和6年度にみさき農業公園基本計画策定委員会を立ち上げ、有識者、地域の農業関係者など、様々な農業の関係者に農業公園の実現に向けたご意見を頂戴し、みさき農業公園基本計画を策定いたしております。

この基本計画では、本町の農業の活性化拠点とする農業公園の候補地を、道の駅みさき北側の市街化調整区域として、本町が有する魅力的な農と緑の資源を活用し、農業に関する取組を進め、こうした取組が面的に広がることで、新たな担い手が遊休農地において再び耕作され、特産品となるような米や野菜などを生産されるなど、将来を見据えた持続可能な農業の推進につながるよう努めてまいりたいと考えております。

また、具体的な遊休農地対策として、先ほど申し上げた国の制度であります農地中間管理事業の活用も検討してまいりたいと考えております。

農業公園基本計画において、モデルプロジェクトとして、離農者の復活や新たな担い手確保のための遊休農地の草刈実証等の施行を通じた農地復活への取組を推進していくこととしておりまして、その手法等については、岬町の農業委員会や農協をはじめとした関係機関とも連携して検討してまいりたいと考えております。

次に、新規就農者の確保の取組につきましては、農業生産支援に係る取組の中で、町内外から新規就農者向けの支援講座の開設など、受入れ環境の充実を図り、町外からの新規就農者を積極的に受入れできるように計画に盛り込んだところで、環境整備に取り組んでまいりたいと考えております。

本町といたしましては、農業公園の取組を推進することで、公園の中だけではなく、町内全体に広がり、町内全体の遊休農地の解消につながるよう努めているところとなっております。

○坂原正勝議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 岬町の取組をお聞きしました。一つ一つ丁寧に進めていただいているのかなと感じました。

また、先日配られましたみさき農業公園基本計画、これもしっかりと私も読み解かないといけないなとも思っております。

お米に関しましては、すぐにできることでもないとも思いますので、継続して取り組んでいただけますようお願いしたいと思います。

気になるサイトを見つけまして、農林水産省のホームページでございますけども、農地を次世代に引き継ぐためにということで、地域農業経営基盤強化促進計画というのが載っておりました。ここでは詳しく読み解きませんが、何を言いたいかと言いますと、農業政策がどんどん変わりつ

つあるということでございます。今回も令和の米騒動をきっかけに、あらゆる政策転換があるのではないかと考えており、私が要望したいのは、岬町で立てられた計画でも、上位計画などがどんどん変わっていく中で、岬町の現状に合ったものになっているのかどうか、合わせていくことができるのか、その辺、アンテナを高く情報収集を続けていただきたい。そして計画に反映していただきたいと要望するものでございます。

次に移ります。林業の分野です。本町の面積の大部分を占める個人所有の山林の管理は行き届いていないのではという点です。一つ前の道工議員の質問でも、山林の管理について質疑と答弁を聞かせていただきました。もっともだという話ばかりでございました。私自身はあまり山に柴刈りに行った経験はないんですけども、父親やその親からは、山に入って焚き木を集めてきたという話はよく聞いておりました。そんな中、今回の質問は、内容的に同じところもあるんですが、植林された針葉樹、スギやヒノキの管理についてお聞きしたいなと思っています。まず、画面を切り替えます。

岬町の衛星写真、グーグルマップから引用させていただいておりますが、大部分が緑に覆われております。7割が山林とのことでした。淡輪地区、深日地区、多奈川地区、でまた孝子地区にわたって、ほぼ山だと言っても過言ではありません。山なので、水害があれば土砂崩れも起こるでしょう。そんなときに災害補助制度はありがたいと思っております。

しかし、植林されたところの山の管理はいかがでしょうか。植えた当時は、植えたこの木が、これは孫の世代に財産として残してやることができたとなっていたものが、時代を経ることによって、木材取引価格の下落により、財産どころか負の財産となり、管理もおぼつかない、まして人間のほうが代替わりをして、おやじさん、おじいさんの山がどうなっているのかあまり知りたくないといった方もおられるのではないのでしょうか。

そこで気になる取組を見つけました。森林経営管理制度というものが総務省林野庁の取組として宣伝されていまして。全国約1,700の自治体のうち、令和5年度で1,132の自治体が取組を実施されていまして。この取組をよく見てみると、大阪府では河内長野市と和泉市、そして貝塚市だけなのかな、そこで取り組まれているだけなのですが、岬町で手を挙げることはできないのかということをお尋ねさせていただきたいと思います。ご答弁お願いいたします。

○坂原正勝議長 都市整備部総括理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部統括理事 ただいまの竹原議員のご質問にお答えいたします。

森林経営管理制度は、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図ることを目的として、平成31年4月に創設された制度でございまして、手入れの行き届いていない森林を市町村

が中心となり、所有者と林業事業者をつなぐことで、林業経営の効率化と森林の適切な管理を実現するために創設されたものでございます。具体的には、市町村が森林所有者の意向を確認し、経営管理委託を受け、林業経営に適した森林を林業従事者に再委託したり、市町村が直接管理したりすることで、森林の多面的な機能を高めるといったものになります。

しかしながら、本町における山林の状況といたしましては、大半が広葉樹中心の自然林で、その一部で植林された私有林があるというのが全体の状況でございます。令和7年度に更新した岬町森林整備計画では、本町の山林面積は約3,530ヘクタールで、本町の全体面積の7割を占めるものの、民有林における人工林面積は1,287ヘクタールで、それらの人工林は林業経営されている事業者ではなく、地域の森林会などにより所有されているものとなっております。

このように現在、林業経営されている事業所は町内にはおられない状況となっております。また、町内の森林を管理する地域の森林会等は高齢化が進み、担い手がいないといった現状に置かれており、私有林は十分に管理が行き届かなくなってきています。

このように、森林経営管理制度は、過去に林業が盛んであり、森林自体、人工林自体が生産性が高い、そういった地域では積極的な制度活用ができるものと考えますが、林業経営者がいない本町では直ちに活用できる制度ではないとも考えております。しかしながら、先ほど申し上げましたとおり、本町にも植林された私有林が実際にあります。その所有者の方々は高齢化や担い手不足といった問題を抱えられていることは事実でございます。こうした現状を鑑み、大阪府や大阪府森林組合、岬町林業活性化地区推進協議会などの関係機関と連携して検討を進め、森林環境譲与税を活用して、植林された私有林をはじめとした森林の適切な保全に努めてまいりたいと考えております。

○坂原正勝議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 ご答弁をお聞きいたしました。いろいろな課題がある中、森林経営者というのが岬町にはいないことからできないのではないかとといった回答でございました。岬町に林業の経営者というのがいなくなってどれぐらいたつのか、どうでしょうね、私が30歳ぐらいのとき、20年ぐらい前まではまだ製材所とかもあって、山の管理をされていたのかなと思いますが、商売として林業が成り立たなくなったというのが原因かなと、私もそういう観点からいろいろな場面で研究していきたいなと思います。

次に移らせていただきます。

次に2、漁業の振興についてお尋ねします。大阪湾播磨灘の春の風物詩でありますイカナゴ漁に関して、今年も暗いニュースが駆け巡りました。イカナゴ漁ができないなんて、漁師さん大丈

夫かなというか、岬町は大丈夫かなというレベルでございます。

話がそれますけれども、私の亡くなった母親も、イカナゴを炊くの生きがいとしておりまして、漁師さんに直接仕入れて、自分で鍋で料理をしまして、クール宅急便で親戚に送るのが例年でした。岬町を離れた親戚もこの味を感じることで、ふるさを思い出されていたのではないのでしょうか。

本題に戻りますけれども、ここ数年の水産水揚げ、漁獲量推移と原因と対策についてお尋ねいたします。

○坂原正勝議長 都市整備部総括理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部統括理事 引き続き、竹原議員のご質問にお答えします。

まず、漁獲量の推移につきまして、町内の各漁業組合に聞き取りをした結果をご紹介します。町内の漁業組合の漁獲量につきましては、淡輪漁業組合につきましては、令和5年度はシラスの漁獲量が多かったため、例年に比べ増加しており、令和6年度は令和5年度と比べると減少しているとのことでした。次に、深日漁業組合につきましては、令和3年度は、33万9,898キログラム、令和4年度は23万103キログラム、令和5年度は35万7,593キログラム、令和6年度は19万2,112キログラムとなっており、各年度で増減しているとのことでした。なお、多奈川と小島の漁業組合は、遊船による観光事業がメインとなっているため、漁獲量は把握していないとのことでした。

議員ご指摘のとおり、大阪湾でのイカナゴ漁の水揚げは近年減少しており、大阪府と兵庫県の漁業者が話し合いを行い、協議の結果、昨年に引き続き、本年も自主休漁することが決定されたということになっております。不良の主な原因といたしましては、イカナゴの餌となるプランクトンの減少と気候変動による海水温の上昇が挙げられております。

このように最近の漁獲量の比較では、年によってばらつきがあるようですが、岬町町制施行70周年記念誌の統計資料編中、水産物の水揚げの推移が掲載されております。これは大阪農林水産統計年報によるものですが、本町の水産物の水揚げは、昭和35年度は約84万1,000トン、昭和40年度は約75万5,000トン、昭和50年度は約67万トンと、少し減少傾向にはあるものの、その当時はマアジやシラス、カレイ、真鯛などが豊富に水揚げされていました。しかし昭和60年以降の水揚げは、平成30年度を言いますと、約570トンと、桁が違うほど極端に減少しております。これらの原因は漁場の環境の変化や漁業者の高齢化、消費者の魚離れなどが考えられ、水産業を取り巻く環境は非常に厳しい状況となっていると言えます。

こうした状況を踏まえまして、大阪府においては、漁場環境の保全や水産資源の回復増大、漁

業経営の安定化、大阪の魚介類の魅力発信など、様々な施策を展開されております。代表的な取組といたしましては、令和4年度から令和8年度までの5年間を計画期間として策定された第8次大阪府栽培漁業基本計画に基づき、府が公益財団法人大阪府漁業振興基金に委託して、水産資源の回復増大対策を実施しております。具体的な内容といたしましては、町内にございます大阪府栽培漁業センターにおきまして、ヒラメや赤貝などの稚魚の放流を実施しているものとなっております。令和7年度の放流計画を申し上げますと、ヒラメが6月中旬に10万尾、泉佐野市から岬町の地先において、赤貝が7月中旬に5万尾を大阪湾において、トラフグは7月中旬に3万尾を、具体の場所は未定ですが、船井地先で、キジハタが4月中旬と10月中旬に11万尾を大阪市から岬町の地先にかけて、メバルが1月から3月の間に1万尾を、これも具体的な場所は未定となっておりますが、府内の地先で放流することとなっております、大阪湾の水産資源の増大を図るとされております。

その他にも大阪府では、豊かな漁場環境の創出と浜が活気づく新たな都市型農業の実現を目指し、令和7年度から令和16年度までの10年間を計画期間とした大阪府豊かな海づくりプラン3期を策定されたところとなっております。このプランでは、大阪府水産業の現状と課題を把握し、一つ目に、大阪の水産業の成長産業化、二つ目に、大阪湾の豊かな環境の保全・再生・創出、三つ目に、府民への海の恵みの提供、四つ目に、漁港や水産物の安全対策といった4つの基本目標を立て、取組を進めていくこととされており、この中では、漁港のにぎわい創出に向けた漁業体験や観光漁業などの海業の推進や、本町では、株式会社陸水様が取り組んでおられる陸上養殖の推進、また令和8年度には、大阪府で初めて開催される第45回全国豊かな海づくり大会を契機として、大阪湾を次世代に引き継ぐための取組を推進していくことなどが計画されております。

このように大阪府が主体となり、様々な取組が進められておりますので、本町としてもこれに協力、連携して、本町の漁業関係者の支援や漁業振興につながるように努めてまいりたいと考えております。

○坂原正勝議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 いろいろな取組を聞かせていただきました。あらゆる分野で取り組んでいただいております。

内容にもあったように、近年の異常気象による海水温上昇、プランクトンの不良により、そういったことは劇的に改善することはないのかなという不安もありますが、取組を評価させていただきたいと思います。

そこで、私も気になる統計数値を見つけました。大阪府が公表しております漁業センサスとい

う中に、市町村別の漁業経営体数の推移が発表されていました。私もこれを見るまで知らなかったのですが、漁業経営体数が大阪府の中で岬町が一番多く、次いで岸和田市、そして堺市と阪南市が同数で続いております。人口の割合でいうと飛び抜けて岬町に漁業従事者が多いことになります。答弁にもありましたが、昔の漁獲量から激減していること、漁業のにぎわいを取り戻せるよう、まちの活性化ということに関しましては、海のまちでございますから、頑張ってくださいなと思います。漁業のことに関しましては以上で終わります。

次に、商工業の振興についてに移ります。この分野は、私自身が商工業者出身ということもあり、過去に幾度となく質疑させていただいておりますが、まちのにぎわいが戻る画期的な方法はまだ見つかっていないというのが本音だと思います。商工業の経営サポートを担っていただいております岬町商工会につきましても、会員の減少が課題であるとも聞いております。

そこで、数年来の課題とされてきた事業継承問題、跡継ぎがいないから商売をやめる問題について、現状、どのように取り組まれているのか、お尋ねします。ご答弁をお願いします。

○坂原正勝議長 都市整備部総括理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部統括理事 ただいまのご質問にお答えいたします。

ご質問いただきました町内事業者など、比較的小規模な事業者の事業承継問題といえますのは全国的にも重要な課題の一つとなっております。事業主の高齢化が進む中、後継者不足や承継準備の遅れが地域経済の衰退や雇用の喪失にもつながるおそれがあると言われております。

具体的な課題といたしましては、一つ目に、子どもや親族が事業を継ぎたがらない、親族や従業員以外の第三者承継を探す体制やネットワークが整っていないなどの後継者不在の問題。二つ目に、代表者が自分はまだ元気と考え、承継準備を後回しにしたり、財務の整理や経営ノウハウの見える化がされていないなど、承継準備の遅れの問題。三つ目に、借入金や保証の引き継ぎなどの資金や税金の問題。四つ目に、経営者個人に依存した信用取引先が多く、承継後に顧客が離れるといった信用や顧客関係の維持などが挙げられ、本町も岬町商工会もこれらを課題として認識をして取組を進めているところでございます。

本町では、こうした課題を持つ事業者の悩みに対応すべく、町内の事業者と密接なつながりを持つ岬町商工会様に相談業務をはじめとした事業承継業務の取組を進めていただいております。その現状について聞き取った結果をご報告させていただきます。事業承継相談の実績につきましては、令和6年度は2件であり、実際に事業承継できましたのは1件であったということです。なお、事業承継の相談は令和5年度以前からも年に一、二件はあるということです。事業承継につきまして、金銭面での問題や要件不足により、事業に必要な許認可を引き継げない、また、事

業での利益が見込めず将来性がないといった理由でなかなかうまく進んでいかないのが実情というところだそうです。また、事業承継の問題は、それぞれの事業者個別の要因も含まれておりまして、容易に解消できるものがほとんどなく、難しい案件が多いとお聞きしております。

岬町商工会では、こうした相談業務の充実を図るべく、阪南市商工会、泉南市商工会と連携をし、共催による令和7年2月に阪南市商工会館にて事業承継セミナーを開催するなどの広域的な取組もされております。

また、本町の窓口に事業承継に関する相談があった際には、岬町商工会様をはじめ、大阪府の認定機関である大阪商工会議所が開設する大阪府事業承継引き継ぎ支援センターへ引き継ぐなどの対応に努めておりまして、今後も引き続き、岬町商工会と連携して取組を進め、事業承継問題を抱える町内事業者の皆様の支援に努めてまいりたいと考えております。

○坂原正勝議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 個別の事案はいろいろなパターンがあり難しいのかなとも思います。事業承継が難しいのかなとも思います。中には儲かっている会社が跡継ぎ不在、なくなって廃業するといった事例もございます。

現在、資料におきまして中小企業庁よりグラフを2つ載せております。一つは、企業の休業・解散件数は、コロナウイルス感染症の影響もあって増加傾向であるということ。もう一つは、事業の廃業事由の3割が後継者難というものでございます。まあいいやというときは自分の代で商売をたたむという声もよく聞きます。もったいないと思っても相談する窓口があるのとないのでは大きな違いがございますので、今、答弁があったこの取組をぜひ続けていただきたいとも思います。

そして、商売をやめる、廃業する話を今までしてはりましたが、逆に新規で始める方への支援について質問させていただきます。減っていく以上に増えるならば、まちはにぎやかになると思います。逆に言うと、新規がなければ、まちは衰退していく一方です。最近ではコロナ禍を経て、岬町で起業する方もちらほら聞くようになりました。その方は元気いっぱい、SNSでまちの魅力を発信してくれたり、まちでイベントを開催してくれたり、そんなやる気のある方々を増やしていくことこそが町の責任であるとも思います。商売の入り口でもある商工会でも創業支援の取組メニューはそろえられていると聞きますが、町として、岬町として独自の取組はどのようなものなのか、どのように実施しているのか伺います。よろしくお願いします。

○坂原正勝議長 企画政策推進監、寺田武司君。

○寺田まちづくり戦略室企画政策推進監 竹原議員のご質問にお答えさせていただきます。

本町では、令和3年4月より、岬町創業支援事業補助金を見直し、町内で新たに創業される方を対象に事業開始に伴う経費の一部を最大30万円まで補助する制度を開始いたしました。この補助制度は、町内における新たな事業活動や地域雇用の創出、さらに地域課題の解決につながる持続可能なビジネスの展開を促進することを目的としております。ビジネスプランコンテストへの応募、または町が認定する特定創業支援等事業の受講などを補助対象の要件として設定しており、創業希望者が一定の事業計画性や経営基盤を備えた上で起業することを促すとともに、地域に根差した事業展開を後押しする仕組みとなっております。

補助対象になる経費は、事業に必要な機器、備品の購入費、店舗等の賃借料、広告宣伝費、マーケティングに係る費用など、創業初期に不可欠な支出を対象としており、創業者の実情に応じて柔軟に活用できるよう、制度設計を行っております。

今後も町内で創業促進を図る上で、本制度の周知啓発を積極的に進めるとともに、実際に制度を活用された創業者の声や成果を丁寧に把握、分析しながら、支援策としての有効性や改善点について検討を重ねてまいりたいと考えております。

○坂原正勝議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 ご答弁いただきました。用意しております資料ご覧ください。岬町ホームページのトップページから、定住促進プロジェクトというバナーをクリックして、岬町創業支援補助金を見つけてもらうというものです。周知方法はほかにもあると思いますが、その適用要件も併せて見てください。対象者というところに事細かく要件が記載されております。先ほどの答弁のように、地域に根差した事業展開が期待されるといった効果も理解できますが、少し厳し過ぎるのかなとも思います。補助金を受けるためにはビジネスプランコンテストに応募して、その上で上位4名に入らなくてはならない。よく考えてみますと、応募者の多い年もあり、少ない年もあり、その年の予算枠という考えもあると思いますが、商売は相対的なものではなくて、上位から何位までとかではなくて、絶対評価で標準をクリアしたら対象者となるような仕組みづくりが必要ではないかと考えます。またあわせて、いかんせん額が30万円と小さ過ぎるのではないかと。最初なので小さい商売からという考えもありますが、町をにぎわせることに関して必要ならば、内容によって金額についても幅を持たせることが必要だと思います。拡充を求めたいと思いますが、いかがでしょうか、よろしくお願いいたします。

○坂原正勝議長 企画政策推進監、寺田武司君。

○寺田まちづくり戦略室企画政策推進監 竹原議員のご質問にお答えさせていただきます。

議員から制度のさらなる拡充についてご要望をいただきましたが、本制度は令和3年度からス

タートした新たな取組であることから、まずは現行制度の円滑な運用と実績の蓄積を重視したいと考えております。その上で、今後の利用状況や創業者の定着率、地域経済の波及効果などを注視しつつ、必要に応じて補助上限額や支援対象の拡大、フォローアップ体制の強化なども含めた見直しを段階的に検討してまいりたいと考えております。

引き続き、地域の実情に応じた創業支援策の充実に努め、町内で新たな挑戦に取り組む方々を行政としてしっかり支援してまいりたいと考えております。

○坂原正勝議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 総合的に判断して検討いただくと、ぜひ前向きに拡充の方向へお願いしたいと思います。

それでは次の質問に移ります。4、観光振興とにぎわいづくりの推進についてです。

観光といいますと、岬町は昭和の時代より、みさき公園をはじめ、淡輪、愛宕山や海水浴場など、多くの方々に訪れていただく町でした。時代の変化により、岬町も新たなステージに進んでいるのではと感じております。何より本年はチャンスでございます。55年ぶりとなる万博が大阪の地で開催されています。今回は、大阪・関西万博でにぎわっている大阪市内から、いかにして我が町岬町がよい影響を受けられるのかについて伺いたいと思います。

画面をご覧ください。少しデータが古くて、5月下旬までのデータでございますが、大阪・関西万博入場者統計グラフです。この後の数値はちょっと右肩上がりになっているんですけども、万博協会さんより集計されており、いかに混雑しても満足して帰っていただくかに課題の重心が移ってきています。私も幾度となく万博会場に行き、休憩するベンチの横や並んでいるパビリオンの行列の前後で、世界各国から来られてる方、また日本でも関東や九州、北海道から来られている方々とお話もしました。それぞれに二、三日休みを取って大阪に来ている方も多いのかなと思います。そんな方々に岬町の地に足を運んでいただく、そのためには、岬町が情報発信をして、観光情報などを見ていただく必要があると思います。

決してしていないとは言えませんが、現状、岬町の取組はどのようなものがあるのか、お伺いさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○坂原正勝議長 企画政策推進監、寺田武司君。

○寺田まちづくり戦略室企画政策推進監 竹原議員のご質問にお答えさせていただきます。

地元の有志が集まった「TEAM EXPO 岬町」の取組を踏まえてご答弁させていただきます。令和7年4月13日に開幕した2025年大阪・関西万博は、「いのち輝く未来社会」のデザインをテーマに、国内外から多くの来場者が見込まれており、本町にとってもその波及効果を地域

活性化や観光振興へとつなげていく絶好の機会と考えております。こうした中地元の有志により立ち上げられたTEAMEXPO岬町が公益社団法人2025年日本国際博覧会協会のTEAMEXPO2025共創チャレンジに認定されたことは、本町にとって非常に意義深い動きであることと認識しております。このチームは、地元の農業者や飲食事業者、地域おこし協力隊など、多様な団体が連携し、子ども食堂、キッズキャンプ、海に優しい岬町グルメの開発、園児の農業体験といった地域資源を生かした活動を展開しております。これらの取組は、地域内の交流促進だけでなく、SNS等を通じて町外に岬町の魅力を発信し、観光誘客や関係人口の創出につながるものとなっております。

また、万博を記念して実施されたライオンズクラブのダンスコンテストでは、岬ライオンズクラブのチームがユニーク賞を受賞し、6月22日に万博会場でのステージ出演も決定しております。これらの活動もTEAMEXPO岬町のSNSを通じて発信していくとのことです。

加えて、関西国際空港から約30分という岬町の地の利もあり、万博来場者の二次的な流入や滞在型観光の可能性も見込まれます。特に、自然環境や農漁業の体験コンテンツに対する都市部住民の関心が高まる中、TEAMEXPO岬町や関連活動がハブとなり、本町の魅力を効果的に伝えることが期待されます。

こうした活動を通じて、町の認知度向上や観光客の誘致、地域内消費の拡大が期待されます。さらに関係人口の増加や将来的な移住・定住にもつながるなど、経済的、社会的な波及効果が見込まれます。

町としても、こうした民間主体の活動を後押しし、万博を契機ににぎわいと持続可能なまちづくりにつなげてまいります。

○坂原正勝議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 TEAMEXPO岬町ですか、期待しております。万博関連のサイトは様々なのがあり、どこに注目が集まるのか、いまだちょっと分からないところはあるんですが、情報発信することは必要不可欠だと思います。しっかり努めていただきたいと思います。また、私もお手伝いできることがありましたら、微力ながらお手伝いできますので、何なりとご相談お願いしたいと思います。

観光促進のポツ2つ目は、ずばり深日・洲本ライナーの話でございます。この件に関しましては、議会も特別委員会をつくり取り組むほどの事業であり、対岸である洲本市議会とも連携協議会をつくって進めているものでもあります。田代町長が言う大阪湾南回りルートの人の流れを構築することにより、大阪府最南端であり、最先端を有する岬町として、我が町にしかできない唯

一無二の取組だと思っておりますが、本年度から3か年計画で実施している「大阪湾つながる海の旅づくりプロジェクト」について、事業概要と具体的な取組を確認させていただきたいと思います。ご答弁をお願いいたします。

○坂原正勝議長 まちづくり戦略室理事、川島大樹君。

○川島まちづくり戦略室理事（秘書・政策推進担当） 竹原議員のご質問にお答えします。

これまでのデジタル田園都市国家構想交付金の地方創生推進タイプは令和6年度で終了し、後継の交付金として、令和7年度からは新しい地方経済生活環境創生交付金第二世代交付金が創設されました。

この交付金の申請につきましては、内閣府はもとより、国土交通省をはじめ、大阪府、兵庫県などで構成する深日港・洲本港航路に関する連携協議会やK I X泉州ツーリズムビューロー、南海電気鉄道関西エアポート、岬町観光協会などで構成する深日港・洲本港航路活性化検討会議など、関係機関と協議を重ね、内閣府へ複数回事前相談を行い、助言をいただきながら内容を精査し、事業名は、「大阪湾つながる海の旅づくりプロジェクト」、計画年度は、令和7年度からの3か年で、2月5日に計画書を提出し、本年4月に交付決定をいただきました。

この交付金を活用して実施する「大阪湾つながる海の旅づくりプロジェクト」につきましては、これまでの一般質問においてお答えしているとおり、本町の最上位計画の「第5次岬町総合計画」基本方針の一つとして定めている定住交流政策を進めることを目的としております。また、この総合計画での重点政策として定めている岬町デジタル田園都市構想総合戦略では、新しい人の流れをつくり、定住と交流を促進することを基本目標としており、これを実現するための具体的な事業として、航路再生事業を実施しております。

交付金の申請におきましては、岬町と洲本市との広域連携事業として、海上交通を活用し、国内外の旅行者を誘致することで、両市町の観光入り込み数の増加と観光消費の拡大を図る内容となっております。まず以上が概要となります。

続きまして、今年度の取組としまして、令和7年度から3か年計画で実施する「大阪湾つながる海の旅づくりプロジェクト」では、使用船舶をこれまでの乗船定員68名のインフィニティから、120名のシーガルに船舶を大型化することで、運航時間も短縮することが可能となりました。インフィニティを使用していた令和6年度の運航では、74日間の運行のうち約25%に当たる19日間の運航で満席の便が発生したことで乗船の機会が失われる状況が生じていました。乗船定員の多いシーガルへの変更により、さらなる利用者の受入れが可能となりました。

具体的な深日・洲本ライナーの誘客への取組としましては、これまでに好評であったツアープ

ランを発展させ、温泉やアウトドア、前回好評であった高野山へのバスツアーなど、文化遺産を活用した体験プランなどの開発も行っています。またこれらに加え、深日・洲本ライナーの利用拡大に向けたテーマ性のある体験型観光プランを開発するため、主に関西国際空港を利用するインバウンドなどのターゲット層に対し、デジタルマーケティングを活用した観光客のデータ分析を行うべく、現在、大阪観光局と協議を行っています。

このように、これまでの取組をさらに成長させることで、新しい人の流れを創出し、小売店、飲食店などの利用、また多奈川線の利用促進など、地域の活性化を図るだけでなく、訪れていただく多くの方に本町の魅力を感じていただき、定住人口の増加にもつながるものと考えております。

○坂原正勝議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 深日・洲本ライナー、平成29年より例年続けていることですが、今回また新たな取組もあり、あとはいかにご利用していただくかにかかっているかなとも言えます。私も特別委員会の創設時からのメンバーでございますので、しっかり務めたいと思っています。

ここで、本事業の計画策定にもご尽力された上田副町長にも、この事業にかける思い、並びに、上田副町長から見た岬町のよいところ、伸ばすところを副町長の視点からお聞きしたいと思えます。よろしくお願いいたします。

○坂原正勝議長 副町長、上田 隆君。

○上田副町長 まず、深日港・洲本港の航路再生事業におきまして、5月3日から新たなスキームで事業を開始しております。議員の皆様におかれましては、広報活動をはじめまして、いろいろとご尽力いただいておりますことに、まずはこの場をお借りいたしましてお礼申し上げたいと思えます。ありがとうございます。

それでは、竹原議員のご質問にお答えさせていただきます。

先ほど、理事の川島から答弁ありましたように、この航路再生事業の取組につきましては、本町と洲本市が大阪湾を挟んだ新たな人の流れを創出することによる交流人口の拡大が見込まれます。また、そのほかにも、住民の利便性の向上、防災面でのリダンダンシーの確保など、多面的な効果を期待でき、本事業を実施することで岬町の活性化に寄与するものと私は考えております。

今年度から使用船舶を大型化し、昨年度より多くの方にご乗船いただけるようになりましたので、利用者のさらなる増加を目指してまいりたいと思っております。そのため、昨年度まで推進してきましたサイクリストの誘客に加えまして、DMO法人等と連携いたしまして、新たにインバウンドを含む関西国際空港の利用者をターゲットとした効率的な誘客施策を進めてまいりたい

と思っております。

私自身、国土交通省から本町に派遣されまして、本町に居住しておりますけれども、本町は都市部や関西国際空港からも鉄路、陸路とも交通アクセスがよく、一方で魅力ある豊かな自然や文化にも恵まれております。それら本町の自然や文化の魅力を生かして、観光客の入れ込みを行うことは十分にできると考えております。また府内では、大阪港堺泉北港などの大規模な物流を中心とした港湾を除きますと、地方港湾は6港しかなく、そのうちの2つが深日港と淡輪港、本町にございます。府内では数少ない港を有する自治体というところも本町の強みであると思っております。

それら本町の魅力、強みを生かし、それぞれの地域資源を活用し、相互に連携して取組を進めることは大変意義があることであり、両地域の相乗効果を少しでも多く生み出すよう、これからも努めてまいりたいと考えております。

民設民営による航路再生の実現をはじめ、岬町に多くの方に訪れていただき、岬町の魅力を知っていただくことで、交流人口だけではなく、関係人口の拡大、将来的な移住・定住促進にもつながるものと考えており、これからはしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

○坂原正勝議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 上田副町長からご答弁いただきました。私たち町民は、ふだん何げなく感じているところを、このように再発見していただく役割も担っていただいているのかなと思います。いろいろな取組、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

さて、時間も少なくなりましたが、5、雇用・労働環境の充実についてに移ります。

岬町において、平成29年4月に開通した第二阪和国道の開通の影響は町民の生活を大きく変えたものだと思います。企業誘致を見据えた取組も、道があるのとないのとは全然違うものと思われませんが、岬町として、第二阪和国道の開通が企業進出へどのような影響があったのか、伺いたいと思います。ご答弁をお願いいたします。

○坂原正勝議長 総務部理事、南 大介君。

○南総務部理事 竹原議員のご質問にご答弁させていただきます。

これまで本町では、大阪府などと連携して、関西空港2期事業、土砂採取跡地であります多奈川地区多目的公園、関西電力の多奈川発電所跡地への企業誘致を進めてまいりました。多奈川地区多目的公園につきましては6事業者の誘致を行い、発電所の跡地についても3事業者の誘致を実現しております。

第二阪和国道の開通による影響ということで答弁させていただきますと、第二阪和国道の開通

する前につきましては、進出を検討される事業者からは、岬町は交通アクセスが悪いですよねという感想を必ず受け、なかなか誘致が進まなかったとのことでございましたが、淡輪ランプまで開通しました平成23年以降は、現地を視察に訪れた事業者からは、思ったより交通利便性がいいところですねという感想を聞くようになり、それまでは誘致件数はゼロ件でございましたが、平成23年以降、次々と誘致が決定したところでございます。企業誘致を進めるためには、交通アクセスが大変重要であると考えております。

○坂原正勝議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 ただいま、担当者から答弁をいただきました。道が淡輪ランプまでないときはやっぱりしんどくて、開通以降は進んできたとのこと。第二阪和国道の開通が本町に多大な影響を与えてくれたのだと再確認できました。

そして、この後、2枚ほど資料をつけておりますが、「実現させよう紀淡海峡道路」といったところでございますが、ちょっと時間の関係上、少し割愛をさせていただいて、何を言いたいかと申しますと、道があることによって、町の中心、大阪の中心も移ってくるのではないかといいことで、こういう取組は積極的に進めていただきたいといったものでございます。なかなか夢のある話でございますけども、これは次回か、その次か、今後の一般質問に回させていただいて、これから後の時間は企業誘致に関する事で、先ほども谷崎議員の一般質問の回答にも田代町長に出てきていただきましたが、私のほうからも、田代町長から残りの時間、企業誘致の熱い思いを聞かせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○坂原正勝議長 町長、田代 堯君。

○田代町長 竹原議員の質問にお答えさせていただきます。

先ほどから、来年は国道が和歌山まで延伸されて、今は複線化の要望を行っております。やはり交通アクセスがよくなるということは、企業誘致もしやすくなってくる。交通の利便性が悪いと、以前のように、岬町へ行くのはいいけども、帰りはなかなか怖いなど、渋滞に巻き込まれるというダメージがありましたが、最近はいいい意味では、交通アクセスができて、観光にしても、企業誘致にしても、今後期待ができるんじゃないかなと思っております。

その中で、先ほどから人口問題が出ておりますけれども、人口減少に歯止めをかけ、若年層の転出を防ぐためには、地域に雇用を場を確保することが必要だと就任当時から考えております。議会でもご報告をさせていただきましたけれども、関空の2期工事の跡地に対する岬町の土砂採取跡地、ここにはもう既に5社の企業、または1社の用地確保もさせていただいて、6社の企業が張り付いており、この税収も今少しずつ上がってきてるのかなと思っております。また、関西電

力発電所の第一発電所の跡地には、もう今、3企業がもう張り付いて、先ほどから課題になっております蓄電所、この問題については本当に関電さんが一生懸命汗をかいていただいて、やっぱり岬町との関わりをしっかりとつないでいきたいし、保っていきたいという意味合いから、できるだけ苦勞していただいたのかなという感じがします。

岬町は、やはり企業誘致をしながら雇用を生む、つまり衣食住接近のまちづくりをやっていくということが大事であります。

○坂原正勝議長 時間がまいりましたので、まとめてください。

○田代町長 簡単に言います。そういった意味では、やはり税金と雇用、そして定住人口、そういったことで岬町の人口減少に歯止めをかけ、定住人口の確保、そして町外から多くの観光を迎え入れたい、そういった考えを持っておりますので、ご理解賜りたいと思います。

○坂原正勝議長 竹原伸晃君の質問が終わりました。

次に、出口 実君。

○出口 実議員 ただいまご指名をいただきました出口 実でございます。令和7年第2回定例会におきまして一般質問を行います。

昨年12月に同じく学校給食についての質問をいたしました。まだ6か月しかたっておりませんけども、今、米に関しましては非常に混沌としております。そういう中で、時期尚早でございますが、再度この定例会で質問をしたいと考えております。

令和6年5月から令和7年5月までの米の価格変動、異常なほど玉不足の値上がりが続いている状況であります。政府として打開策は、備蓄米の放出を計画し、玉不足の解消並びに価格高騰を抑えるための対策に取り組み、実行していますが、依然として価格高騰、玄米、玉の不足が続いております。農林水産省は例年、令和6年産新米、令和5年産古米、令和4年産古古米、令和3年産古古古米を集荷団体と末端の米穀店に売却をしますとの報道がございました。現在も続行中でございます。備蓄米の根本は、地震、風水害の災害対策米ですが、100万トンの常時確保が必要であると聞き及んでおります。普通はなかなか備蓄米の放出はしませんけども、特に平成の米騒動、令和の米騒動ということで、多分もうこれも国の対策としまして、これはもう米の災害であろうという形の中で、農林水産省のほうから備蓄米を活用したいと考えられたと思います。

災害はいつどこで起きるか、明日起きるか分かりません。今回備蓄米を放出するということを裏返せば、令和7年産の新米で100万トンの備蓄米の確保を必要としております。だから今回、また今、なるほど備蓄米は国民の方々には大変貴重化されておりますが、その後、やはりまた令和7年産の新米を少なくとも50万トン、最高100万トンまでまた確保しなければならないと

いう状況下に置かれております。

災害はいつどこで起きるか、明日起きるか分かりません。そういう中で、やはり令和7年産の新米を100万トン確保するようにしていただかないと、災害が起きると、また国民が非常に惑わされると思いますので、その辺も一つまた、農林水産省ほうでもよく考えていただきたいと思います。

それと、令和7年度の気象状況、高温障害や作況指数、並びに1等、2等、3等米の収穫が予想されていると思いますけれども、実際、令和6年産も1等米が約5%です。あと2等、3等米、粹外という形の状況で、作況指数は平年並みであっても、2等、3等、粹外の分に関しましては、歩留りといいまして、玄米から白米に精米するとき、搗精するときに、2等、3等米、粹外は、普通1等米であったら大体歩留りが10%はぬかに出てまいりまして、90%の歩留りになってきますけれども、2等、3等米、粹外となったら、大体歩留りが、いいもので85%、悪いものであったら80%という形になってきますので、また平成7年度も多分玉不足で、国民の方々にも、価格、そして玉不足がもたらされるんじゃないかなと、私もちょっと心配しております。いろんな面で、前回も話をさせてもらいましたが、泉大津市が、非常に市長が前向きで、将来的に米の確保が非常に難しくなるであろうということとともに、不作が続けば食糧難になるであろうということで、市長就任当時から、全国各地で約8社から10社、市長自ら玄米の確保に動かれまして、今現在も十分な給食米と、そしてほかに市民に対する米の販売もできるような状況、そしてまた、泉大津市民で妊娠された方が市に登録されますと、妊婦さんに月10キログラムの精米をプレゼントされ、要するに、十月十日、だから10か月分の精米をプレゼントされるというふうに、非常に玄米の余裕を持っておられます。またともに、65歳以上の方、これは1回切りですけれども、65歳になったときに2キログラムのお米をプレゼントするという市民に対する援助をされております。

町長でも、田代町長は町民の台所事情を非常によく把握されまして、全国共通券の米券10枚、これが4,400円ですね、各世帯にプレゼントされるということで、住民の方々から私のほうにも喜びの声が聞こえてきております。補正予算も組んでいただいて、即実行していただけるというということで、非常にありがたいことでございます。

ちょっと前説が長くなりましたが、こういう観点から、学校給食6点の質問をいたします。適切な回答をよろしくお願いいたします。

質問の要旨は、少しお話をいたします。1点は、給食米原料の契約内容は、数量、価格は年1回の契約なのか、上半期、下半期の契約なのか。もう1点は、給食1人1食当たりの単価は幾ら

か。週のうち、ご飯食、パン食の比率は、栄養バランスはどうか。令和7年度の新米価格、数量交渉は今現在、交渉中であるのか。備蓄米の放出を政府が実行していくが、給食米原料に古米、古古米がブレンドされてくると思われるが、受入れ体制をどう考えているのか。各産地の青田買い、当町は田植前に農家と契約をされているのか、他の卸との仕入れ交渉を考えていないのか。要するに複数契約、そういうことを考えておられないのか。令和7年度新米購入は非常に玉の確保が困難と考えますが、対策をどう考えているのかを質問したいと思います。

では、1番の、給食米原料の契約内容、数量、価格は年1回の契約なのか。上半期の契約なのか、説明お願いしたいと思います。

○坂原正勝議長 教育次長、松井文代君。

○松井教育次長 出口議員のご質問にお答えさせていただきます。

学校給食における米飯につきましては、給食米原料のみの契約ではなく、大阪府学校給食会と炊飯等の加工を含む米飯売買契約をしております。

契約は年2回で、4月から11月までと、新米に切り替わる12月から翌年3月までの期間で行っております。

なお、価格は、新米に切り替わる12月を起点に、翌年11月まで同額となっております。

また、給食に使用している米飯につきましては、原料米として滋賀県産のキヌヒカリを使用しております。

○坂原正勝議長 出口 実君。

○出口 実議員 回答ありがとうございます。今、教育次長のほうからの説明では、令和7年度滋賀県産のキヌヒカリは、令和7年9月には新米が入荷されるはずですが、岬町の児童生徒には、9月から新米の炊飯を提供していただき、令和7年11月までの令和6年産米の古米を子どもたちに提供するのはいかがなものかということで、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○坂原正勝議長 教育次長、松井文代君。

○松井教育次長 ご質問にお答えさせていただきます。

令和7年度産の一般の滋賀県産のキヌヒカリにつきましては、9月頃に新米が入荷される見込みであることは承知しております。しかしながら、学校給食用米は、大阪府学校給食会を通じて契約しており、例年どおり12月から新米に切り替える契約内容となっております。そのため、9月からの新米提供については、契約上対応が難しい状況でございます。

○坂原正勝議長 出口 実君。

○出口 実議員 ありがとうございます。今、教育次長の回答は、12月から令和7年産の新米に

切り替わりますという回答をいただきました。昨年度の12月もそういう回答でございました。私、当然、財政面のこともあるし、新米価格と古米価格では多少の金額の高低差があると思いますが、せつかくこの9月には滋賀県のキヌヒカリの新米が取れるんですわ。そしたらその新米のときの香りとか甘みとか、そして弾力性とか、そういうものを生徒さんに、12月からじゃなくて、やっぱり新米の取れた時期に美味しいお米を食べさせてあげたいなというのが私の考えであるとともに、できたら、教育次長もほかの関係者の方々も、いろんな事情があつて12月からとなっていますけども、できたら何とか努力をしていただいて、新しい新米が9月から出るのであれば、何とかおいしい滋賀のキヌヒカ리를食してあげてもらいたいなと要望いたします。

給食1人1食当たりの単価は幾らなのか。週のうちご飯食、パン食の比率は。栄養バランスはどうかをお聞きしたいと思います。

○坂原正勝議長 教育次長、松井文代君。

○松井教育次長 ご質問にお答えさせていただきます。

学校給食における1人当たりの給食費の単価は、幼稚園280円、小学校低学年290円、中学年300円、高学年310円、中学校340円となっております。

主食の構成につきましては、週5日のうち3日のご飯食、2日のパン食となっております。

栄養バランスにつきましては、学校給食摂取基準に基づき、栄養技師が季節や児童生徒の成長段階を踏まえ献立を作成し、主菜と副菜等との組合せを考慮しておりますので、大きな差はないものと考えております。

○坂原正勝議長 出口 実君。

○出口 実議員 ありがとうございます。

そしたら今の段階では、教育次長の回答では、昨年度とパン食、ご飯食は変わりなく続けてまいると受け止めております。実は、直近、ある大阪府内の市長が、わざわざ小学校の授業に出席されて、今まで週のうち3回がご飯食、2回がパン食という形で実施されておったんですけども、わざわざ市長自ら授業に参加して、申し訳ないですけども、次回からはご飯を2食、パン食を3食に変わりますという相談を児童に投げかけておられました。これはテレビ報道です。それを私見てまして、なかなかこの市長は教育熱心な方で、子どもたちのことを一番優先して考える市長ですけども、たまたま米の玉が不足してるのか、もしくは財政面が厳しいのかという形で、こういう変更をされました。実際に契約内容を聞いていますと、ここの市は4か月に一度契約の更新をされております。ということは年に3回契約の更新がされてあつて、こういう事態が起こってきたのかな。それは当町のように1社の取引じゃないんですわ。複数の契約、卸と複数契約を

結んでおった中で、なぜここまで玄米が逼迫してあったのかなと、私も疑問に思いまして、その内容の詳細まで担当課長に聞きましたけども、それは話ができませんという形で回答がございました。だから当町は、町長、ご飯食というのは、やはり成長児童にとって非常に重大な重要なことなんです。そして各家庭でも今、米不足と同時に値段高騰で、家庭でも大体週のうち3日はご飯食で、あとは麺類という形で、児童は学校へ行けば給食でご飯食3食食べるんだらうという期待を持って来ますので、この辺はくれぐれも内容の変更のないように、教育次長、よろしくお願いします。

続きまして、令和7年度の新米価格、数量交渉は、今現在交渉中であるのかどうかをお尋ねしたいと思います。

○坂原正勝議長 教育次長、松井文代君。

○松井教育次長 ご質問にお答えさせていただきます。

令和7年度の新米価格につきましては、大阪府学校給食会に確認を行っておりますが、現時点では価格は未定との回答を受けております。

また、給食で使用する米の数量については、毎年10月に年間の使用見込み量を大阪府学校給食会へ申込を行っております。これにより、翌年度に必要な米の安定供給を確保する体制を整えております。

○坂原正勝議長 出口 実君。

○出口 実議員 ありがとうございます。

追加質問で、作況指数、熱帯夜の状況であれば、100%を切る場合もあり得ます。そのときの、今、教育次長から回答のあったように、年間の使用量の確保は100%かなえられるものでございますか、回答をお願いしたいと思います。

○坂原正勝議長 教育次長、松井文代君。

○松井教育次長 ご質問にお答えさせていただきます。

今後の作況状況や気象条件、特に高温や熱帯夜の影響によっては作柄が不安定となり、予定していた数量の確保が困難となる可能性もあると認識はしております。そうした場合におきましても、大阪府学校給食会を通じて、契約農家さんからの供給体制が整えられており、必要数量が確保できるよう調整が行われる仕組みとなっておりますので、現時点では安定供給に支障がないものと考えております。

○坂原正勝議長 出口 実君。

○出口 実議員 次長、ありがとうございます。もう確約をいただきましたので、ぜひとも期待し

ておりますので、よろしくお願いします。

また4番の、備蓄米の放出を政府が実行していくが、給食米原料に古米、古古米がブレンドされてくると思われますが、受入れ体制をどう考えているのかをお尋ねしたいと思います。

○坂原正勝議長 教育次長、松井文代君。

○松井教育次長 ご質問にお答えさせていただきます。

備蓄米については、大阪府給食会に確認したところ、契約農家と連携しており、年度産米を精米したものを必要分確保する体制を取っていることから、給食用米に備蓄米の古米や古古米を使用することはないとの回答を受けております。

○坂原正勝議長 出口 実君。

○出口 実議員 ありがとうございます。なぜ私は教育次長に備蓄米の件を質問したかと言いますと、今回、政府が備蓄米の放出を実行されました。その中で、第1回の備蓄米は、前江藤農水産大臣が実行したものであって、そのときの入札業者は限られた入札業者であって、最初1回目の放出は40万トンとは聞いておりますけども、そのうち約80%が、JA、全農が落札したトン数なんですわ。そして市場に出回ったパーセンテージは、大体1.5%ぐらいだと、これはテレビ報道で聞いた部分であって、確信はできませんけども、ということは、ほとんど第1回目の放出分は、まだどこかの倉庫で眠ってあって、将来、多分、令和7年産の新米の作況指数が非常に悪くなったときには、多分これがブレンド米として出てくるんじゃないかなと、不安視を私はしております。というのは、よく市場でも新潟のコシヒカリ100%と書いてるけども、実際はブレンド米で、関係機関が調査したところ、30%しか新潟のコシヒカリが入ってないと、あとはもう他府県産、もしくは2等米とかが入ったような形であって、米には滋賀のキヌヒカリという名前は書いてませんわな。もちろん備蓄米も精米すれば、一粒、一粒に備蓄米と書いてません。だからその辺も、今後、特に生徒、児童に食事を提供するのでありますので、ぜひともその辺は、よく監督、監視していただいて、そういうことのないように、ひとつ要望いたします。

次に、先ほど言いましたように、各産地の青田買い、他の卸との仕入れの交渉を考えていないのか。というのはなぜかといいますと、複数契約をすることによって、多少の米の不足分が賄えるかも分らんという形の中で、この質問をしたいと思います。

○坂原正勝議長 教育次長、松井文代君。

○松井教育次長 ご質問にお答えさせていただきます。

給食用米の調達については、安全性の確保や安定供給、品質の均一性などを考慮し、これまでも大阪府学校給食会を通じて契約農家による年度産米を確保する方針としております。そのため、

現時点では、各産地の青田買いやほかの卸との個別交渉による仕入れは、今のところ考えておりません。

今後も学校給食会との連携の下、安全で安心な給食の提供に努めてまいります。

○坂原正勝議長 出口 実君。

○出口 実議員 ありがとうございます。確約をいただきましたので、期待をしております。

続きまして、令和7年度の新米購入は、先ほども言いましたように、非常に困難と考えられますが、町としてどういう対策を考えておるのかをお聞きしたいと思います。

○坂原正勝議長 教育次長、松井文代君。

○松井教育次長 ご質問にお答えさせていただきます。

令和7年度産の新米の確保が困難になる可能性も認識しておりますが、給食用米は、大阪府学校給食会を通じて契約農家より安定的に調達しており、引き続き安定供給に努めてまいります。

○坂原正勝議長 出口 実君。

○出口 実議員 教育次長の回答は、大阪府学校給食協会が100%確約を持って仕入れできるというふうな回答をいただいていますので、ぜひとも町内の給食に支障のないよう、頑張ってくださいと思います。本当にありがとうございます。

これで私の質問を終わります。

○坂原正勝議長 出口 実君の質問が終わりました。

次に、早川 良君。

○坂原正勝議長 早川 良君。

○早川 良議員 早川 良でございます、議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして6月議会一般質問を始めたいと思います。

まず初めに、関西国際空港の発着枠拡大を踏まえた本町のインバウンド誘致の取組と地域資源を活用した観光コンテンツづくりについて質問していきたいと思います。

人口減少や地域経済の縮小が全国的な課題となる中、地域の魅力を再発見し交流人口を増やしていくことは、持続可能なまちづくりにとって極めて重要な課題です。特に本町のような豊かな自然環境や歴史文化を有する地域においては、それら地域固有の資源を生かした観光振興が地域経済の活性化や雇用の創出にもつながると考えております。また近年、関西国際空港を取り巻く環境も変化しつつあります。今般の発着枠の拡大や国際便の増加は、本町にとっても大きなチャンスとなり得るものであり、この好機を逃すことなく、地域の強みをどのように観光振興やインバウンド誘致につなげていくかが問われています。

そこでまず初めに、今年は大阪・関西万博が開催され、これまで以上に多くのインバウンドが大阪・関西エリアを訪れることが見込まれます。こうした状況を踏まえ、インバウンド誘致に向けた基本的な町の考え方についてお聞かせください。

○坂原正勝議長 都市整備部理事、新保太基君。

○新保都市整備部理事（新たなみさき公園担当） 早川議員のご質問にお答えします。

観光事業の推進に当たっては、国内外から観光客を誘致し、本町にお越しいただき、その魅力を感じていただくことで、交流人口や関係人口の増大など、地域の活性化につながるものと認識しております。

ご質問のインバウンド誘致、訪日外国人旅行者の誘致につきましては、現在、関西国際空港には多数のインバウンドが訪れているものの、その多くは大阪市内や京都市内といった中心部に集中し、大阪府内広域への周遊、特に泉州地域への誘導が十分できていないといった点が課題であると認識しております。

本町には、大阪府内唯一の自然海岸をはじめ、海水浴場や釣り場などの海の魅力、近畿自然歩道や葛城修験道など、山の魅力など豊かな地域資源がありますが、関西国際空港からの電車の乗り継ぎや、二次交通の不足など、環境整備等の課題により大半のインバウンドは大阪市内など、関西国際空港の北側のエリアに流れております。

大阪・関西万博の開催は、多くのインバウンドが大阪を訪れる絶好の機会と捉えており、この機会を生かすため、まずは誘致すべきターゲットを明確に定め、レンタサイクルの活用など、二次交通の課題も含め、そのニーズに合致した本町の地域資源の価値を生かした体験型コンテンツ等を開発し、国内外へ効果的に発信するとともに、このインバウンド誘致を一過性のものに終わらせることなく、体験型コンテンツ等の造成を通じて、町内の観光資源を連携させ、地域経済への持続的な波及効果をもたらす取組として発展させてまいりたいと考えております。

○坂原正勝議長 早川 良君。

○早川 良議員 インバウンド誘致について、これまでの課題を正しく認識されており、大阪・関西万博を好機と捉えた今後の展望を示していただいた点は評価したいと思います。特にターゲットを明確に定めた上で、体験型コンテンツの開発と情報発信を行っていくという方針は、本町の魅力を効果的に伝える上で非常に重要だと感じております。また、インバウンド需要を一過性で終わらせることなく、町内の観光資源を連携させていくという視点も非常に意義深く、地域経済への波及効果が継続的に生まれることを期待しております。また、長松自然海浜をはじめとする豊かな自然環境や興善寺や理智院などの歴史的資源など、他の市町にない本町ならではの観光資

源の価値を丁寧に磨き上げ、情報発信の工夫はもちろん、インバウンド受入れにとって大きな課題である二次交通の問題など、実際に岬町にお越しいただけるよう、受入れ体制の整備を含めて、専門的知見を有する観光事業者や地元飲食店などの事業者と連携し、全町を挙げて、しっかり取り組んでいただきたいと思います。

では、これまでインバウンド誘致に向けて、町は具体的にどのような取組を行ってきたのか、回答をよろしくお願いします。

○坂原正勝議長 都市整備部理事、新保太基君。

○新保都市整備部理事（新たなみさき公園担当） 早川議員のご質問にお答えします。

本町では、令和6年度、観光に関する専門的な知見を有するDMO法人である大阪観光局や泉州地域の観光振興に取り組むK I X泉州ツーリズムビューローと連携し、インバウンド誘致や町の観光プロモーションに取り組み、大阪・関西万博に向けた周遊促進共同デジタルマーケティング事業を実施いたしました。

本事業では、大阪・関西万博を契機に、関西への関心が高まる中、本町が誘客すべきターゲットの分析や特定、観光資源を生かした旅行商品の流通、効果的な情報発信と広告効果の検証を行いました。この中では、同局の情報収集力や分析力を生かして、旅行者の興味・関心やニーズの変化を調査・分析したところ、台湾において、日本の地方での自然体験やゆっくりとした時間を楽しむ旅行への需要が高いこと、長松自然海浜や大阪府立青少年海洋センターなど、本町が持つ豊かな自然環境や体験型コンテンツが家族旅行に適しているとの分析結果が出ましたので、誘致するターゲットを台湾の40代ファミリー層といたしました。

このターゲット層に向けて、本町の地域資源を生かした旅行商品をPRするため、SNSによる広告配信、オンライン旅行代理店ウェブサイトへの商品掲載など、多角的なアプローチを試み、SNS広告配信での表示回数とクリック数は、いずれも大きく目標を上回りましたが、実際の町内への誘客につながらなかったことは検討課題としてまいりたいと考えております。

また、K I X泉州ツーリズムビューローと連携して、淡輪海水浴場やせんなん里海公園、大阪府立青少年海洋センター、道の駅みさきなど、本町が有する観光資源のPRにも取り組みました。さらに、大阪在住の外国人インフルエンサーと連携して制作配信した本町の観光体験を紹介するユーチューブ動画は、2万6,000回以上の高い視聴回数を記録いたしました。また、動画制作時に訪問したせんなん里海公園の関係者からは、インバウンドが少し増えているのではないかとのお話をいただくなど、これらSNS広告や動画への良好な反応から、本町の魅力が海外市場においても通用する可能性は決して低くないと考えております。

○坂原正勝議長 早川 良君。

○早川 良議員 大阪観光局との連携により、データに基づいたターゲット分析から、実際の商品造成、情報発信、さらには広告効果の検証まで、一連の取組を戦略的に展開されたことに対し評価したいと思います。

特に、台湾の40代ファミリー層を明確にターゲットとした点は、本町の自然や体験型資源との親和性を的確に捉えた判断であり、今後の展開に大きな示唆を与えるものだと感じております。

また、インプレッションやクリック数などが当初目標を大きく上回る成果を上げたこと、YouTube動画の視聴回数も好調であったことは、本町の魅力が国際市場においても十分に魅力を持つことを示す好材料であると考えます。

今後は、こうした良好な反応を一過性で終わらせることなく、実際の来訪、滞在につなげるための仕組みづくりが重要になるかと思います。例えば、体験型ツアーの受入れ体制や通訳、多言語対応、町内を周遊するための交通手段の整備といった実際にインバウンドにお越しいただけるような現地での実装力が問われます。

そこで、インバウンドの方に実際に岬町に訪れてもらうために、岬町ならではの観光コンテンツが必要と考えるが、具体的にどのような商品を作成したのか。また販売実績はあるのか、回答をお願いします。

○坂原正勝議長 都市整備部理事、新保太基君。

○新保都市整備部理事（新たなみさき公園担当） 早川議員のご質問にお答えいたします。

インバウンドの方々に本町を選んでいただき、満足度の高い滞在をしていただくためには、本町の海や山といった自然豊かな地域資源など、地域交流の魅力を深く体験できる旅行商品が不可欠であると考え、令和6年度は、本町の地域資源を生かした「サイクリング&マリンアクティビティツアー」を作成いたしました。

このツアーは、さんぽるたを発着点とし、電動レンタサイクルによる海岸沿いのサイクリング、青少年海洋センターでのカヌーやクルーズ体験、せんなん里海公園での地元食材のバーベキューランチなど、地元飲食店の皆様とも連携し、本町の魅力を満喫できる内容を地域一体となって作成しております。

また、本町にはこれまで旅行商品の販路がなかったため、観光庁の補助金を活用し、民間旅行事業者による販路確保に取り組み、オンライン旅行代理店で販売できる流通環境の整備を行いました。

販売実績については、本ツアーは造成後、冬期に販売を開始したため、また、インバウンドの

方への本町の認知度がまだまだ低く、残念ながら誘客につながっていないのが現状でございます。引き続き、本町の魅力を発信するプロモーションを行い、認知度の向上に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○坂原正勝議長 早川 良君。

○早川 良議員 令和6年度において、大阪・関西万博に向けた周遊促進共同デジタルマーケティング事業を通じ、本町の地域資源を生かした「サイクリング&マリンアクティビティツアー」が新たに造成されたこと、また地元の飲食店や各施設と連携しながら旅行商品を確立されたことについては高く評価したいと思います。さんぽるとを起点とした電動サイクルの導入や青少年海洋センターでのマリン体験、さらには地元食材を使用したバーベキューなど、町の特色が詰まった内容になっている点は、本町ならではの魅力が伝わる企画であると感じております。

また、これまで本町には旅行商品の販路がなかった中で、観光庁の補助金を活用し、オンラインでの販売環境整備にまで取り組まれた点も重要な一歩だと、大変意義のある取組だと受け止めております。

一方で、冬期の販売開始という时期的な課題やインバウンドに対する本町の認知度がまだ低いことから、現時点では誘客につながっていないという方向については、今後の継続的な取組が求められるものと認識しております。

そこで、今後に向けては、旅行商品の魅力を体験の物語として可視化する発信やSNS、動画メディアを活用したプロモーションの強化、さらに、地域住民によるガイドやホスト的な関わりの促進など、人の魅力も含めた発信力の向上に取り組んでいただきたいと思います。

また、万博が開催され、国内外の交流機会が高まる今こそ、町内外の連携をさらに深め、滞在満足度を高める仕掛けづくりを期待しております。引き続き、官民一体となった観光戦略の推進をお願いしたいと思います。

最後に、今後の取組についてお聞きしたいと思います。

○坂原正勝議長 都市整備部理事、新保太基君。

○新保都市整備部理事（新たなみさき公園担当） 早川議員のご質問にお答えします。

令和6年度の大阪観光局との連携事業では、データに基づくターゲット設定に加え、旅行商品の造成、販売促進に至る体制を構築できた点は、担当としても一定の成果があったと考えておりますが、旅行商品の販売促進が冬季中心となり、観光シーズン需要を十分に取り込めなかったこと、造成したツアーの体験時間が長く、食材の準備の関係から予約がリクエスト対応となったこと、造成した商品を実際の誘客に結びつけられなかった点などが課題であると考えております。

令和7年度は、令和6年度の取組内容を充実させ、本町の魅力発信を強化し、さらにインバウンド誘致を推進するため、豊かな自然環境を生かした既存コンテンツの充実に加え、先日、修理完了記念式典が行われた重要文化財である3仏像が安置されている興善寺をはじめ、理智院など、本町の貴重な文化、歴史的資産の魅力を発信する取組や、季節ごとの特色を生かした体験型コンテンツの開発などを検討してまいりたいと考えております。

加えて、海外のオンライン旅行代理店を通じたプロモーション活動や海外Webサイトへの広告掲出など、本町の魅力発信に努めてまいります。

今年は、関西国際空港の発着枠拡大、そして大阪・関西万博の開催、深日・洲本ライナーによる大阪湾南回りの広域的な人の流れにより、国内外から多くの方々に本町の魅力を感じていただける絶好の機会でございますので、この好機を生かし、交流人口の持続的な拡大、地域における観光消費の促進、新たな雇用創出といった地域経済の活性化につなげるとともに、本町の人の魅力を生かした取組も推進していければと考えております。

○坂原正勝議長 早川 良君。

○早川 良議員 令和6年度における大阪観光局との連携事業を通じて、データに基づいたターゲット設定から、旅行商品の造成、そして販路の確保まで、一貫した体制づくりに取り組まれたことについては、本町にとっても大きな前進であると思います。

一方で、答弁にありましたとおり、販売開始時期が冬季に偏ったことで観光需要のピークを十分に捉え切れなかった点、また、予約対応がリクエスト制になったことなどで、今後の誘客活動に向けた課題も明確になったことは、次年度以降の施策に生かせる重要な示唆であると受け止めております。

令和7年度に向けては、既存の自然資源の魅力の進化に加え、文化的、歴史的資源の新たな価値発信にも積極的に取り組まれるとの方針が示されたことを非常に心強く感じます。特に、興善寺や理智院、興善寺の重要文化財3仏像や理智院など、地域の誇るべき文化財を観光資源と位置づけ、体験型コンテンツとして展開していく視点は、単なる観光商品にとどまらず、地域の誇りや継承意識を高める観点からも大変意義深いものと考えております。

また、海外OTAを活用したプロモーションや広告展開により、国際的な認知の向上を図っていく点も、関西国際空港の発着枠拡大や大阪・関西万博、さらには深日・洲本ライナーといった交通インフラの強化と相まって、まさに本町にとってまたとない好機であります。このタイミングを逃さず、観光通じた本町の交流人口の拡大、地域経済の循環、新たな雇用の創出へと確実につなげていけるよう、地域一体となった取組の継続と住民との丁寧な情報の共有、合意形成をお

願ひ申し上げます。

引き続き、持続可能な観光戦略の実現に向け尽力をお願いし、観光分野での質問を終わりたいと思います。

続いて、ペット同行避難マニュアルの進捗状況についてお聞きします。

この件については、3月議会の一般質問でも質問させていただき、早期の実現に向けて強く要望したものであります。

本日は再度、進捗状況をお聞きしたいと思います。回答よろしく申し上げます。

○坂原正勝議長 危機管理監、寺田晃久君。

○寺田まちづくり戦略室危機管理監 ただいまご質問のございましたペット同行避難マニュアルについて、3月議会で早川議員からの一般質問いただいて以降の進捗状況についてお答えいたします。

地震、津波、洪水等で自宅が全壊、半壊、浸水等の被害を受け、自宅で生活できない大規模災害時におけるペット同行避難に係る施設使用について、本町の指定一般避難所のうち、敷地面積が集会所等よりも広い小中学校への避難が可能であるか考え、去る4月下旬に各小中学校の施設管理者を訪問し、施設の使用に関して協議を行いました。

その中で、以前に校園長会で申し上げました、災害時にペット同行避難が必要とされる理由並びに飼い主にはペットを避難させる際、ペットとの安全とともに、周囲の安全や秩序を守る責任があることについての説明に加えて、今回は、岬町ペット同行避難マニュアルに基づき、各施設を実際にペット同行避難場所として使用するための協議を行いました。

避難所へのペット同行避難を必要とする危機事象は、大規模地震を想定しており、避難場所は敷地内で避難を受け入れられる箇所であり、かつほかの避難者と動線が交わらない箇所を選定いたします。また、風水害時の避難につきましては、飼い主が自家用車で避難してきた場合、飼い主は避難所へ避難し、ペットはグラウンドなどの敷地内の駐車スペースにて車中避難とする考えであることを協議いたしました。その協議では、各施設における飼育スペースとしての使用の可能性のある場所として、グラウンドの一部、グラウンドの体育用品倉庫、非常階段下のスペースなど、人が避難所として使用しないであろう場所につきまして、ペットが風雨をしのげるような工夫といたしまして、例えば、屋根のないところではサッカーゴールなどにブルーシートをかぶせて簡易な雨風よけを用意するなど、既存の設備を活用した避難スペースのイメージを共有しながら意見を交わし、検討を行いました結果、各施設管理者からは、ペット同行避難の考え方につきまして、おおむね同意を得られたところでございます。

また、協議を進める中で、ペット同行避難を実施するに当たり注意が必要な点につきまして、次のようなご意見をいただきました。動物アレルギー体質の方は、少しの毛やふけでも症状を発する場合もあるため、避難所では居住スペースと飼育スペースの距離を空けて確保する必要があります。また、避難所を閉鎖した場合、学校を再開するためには、児童生徒の健康への配慮のために、飼育スペースの清掃を徹底する必要があります。発災直後の混乱時期に人が避難するためのスペースにペットを同伴させないように事前の周知を徹底する必要があります。学校側の目標といたしましては、早期に授業を再開させることであるが、避難所開設中は、ペットと避難者及び児童生徒が共存する可能性がある。そのため、児童生徒がペットに不用意に関わることで発生する事故等を避けるために、ブルーシート等を用いた間仕切りを設置するなど、児童生徒の目に触れないような工夫が必要である。人との関わり以外にも、ペット同士が隣接する中、犬などのように一定数は鳴き声を発するペットが避難してくる可能性があることから、飼育スペース内を区分けするなどの工夫が必要であるなどのご意見をいただきました。

これら各施設管理者からのご意見を踏まえて、施設の現状を基に、本町が想定する施設内のペット避難スペースの位置を施設ごとに図示する作業や施設の使用法、ルールの周知などについて取りまとめた資料を作成中でございます。

今後のスケジュールといたしましては、この資料を各施設管理者へ提案し、細部の協議を行った上で、協議を終了した内容につきまして公開し、周知する予定としております。

それと併せて、飼い主の皆様には、ペット避難について、ペット自体はもちろんのこと、周囲への安全や秩序を守る責任は飼い主にあることをお伝えしたいと考えております。

○坂原正勝議長 早川 良君。

○早川 良議員 答弁ありがとうございます。

まず3月の一般質問を受け、短期間のうちに各施設との協議を進めさせていただいたことに感謝したいと思います。

実際に施設を確認し、避難スペースの検討を行った上で、各学校管理者の皆さんから一定の理解が得られたという点は非常に心強く感じております。

また、避難者の安全や学校再開への影響、動物アレルギーへの配慮など、多面的な観点から丁寧に調査検討が行われたことも評価します。特に動線の分離や目隠しの工夫など、現場に即した現実的な対応策の検討は、今後の災害対応時において重要な前進と捉えております。

一方で、現時点ではまだ町民への具体的な周知や実際の避難時の対応フローなどが十分に可視化されていない点については課題であり、今後、ペット同行避難に関する資料が取りまとめられ

た際には、ぜひ速やかに公開していただき、平時からの住民周知や訓練の実施につなげていただけるように要望したいと思います。

ペットは多くの家庭にとって家族同然の存在であり、避難所での受入れ体制整備は、命と暮らしを守る上で欠かせない視点です。引き続き、即効性のあるマニュアル整備とともに、飼い主の責任や共生のルールについても広報を丁寧に進めていただくことをお願いしたいと思います。

以上で、ペット同行避難の質問を終わりたいと思います。

次に、遠距離通学支援のバス利用者への適用進捗状況について質問します。

タウンミーティングでも現在調整中との説明があった望海坂地区バス利用者に対する適用の進捗状況はどのようになっているのか、回答よろしくお願いします。

○坂原正勝議長 教育次長、松井文代君。

○松井教育次長 早川議員のご質問にお答えさせていただきます。

先ほども瀧見議員のご質問にお答えさせていただいたように、望海坂地区などから通学する児童生徒も対象とすべく、現在、バス担当部局と協議を進めているところであり、協議が調い次第、制度の見直しを行う予定でございます。

○坂原正勝議長 早川 良君。

○早川 良議員 タウンミーティングでも、また先ほどの答弁でも、現在、バス担当部局との調整中との回答でしたが、具体的にどのような調整を行っているのか、また実施するのにどのようなハードルがあるのか、回答をお願いします。

○坂原正勝議長 教育次長、松井文代君。

○松井教育次長 ご質問にお答えさせていただきます。

協議の主な内容といたしましては、運行ダイヤや車両の定員、安全確保の観点からの乗降場所の調整などであり、特に小学生については、該当地区における対象児童が75名と多く、現行のバスの運行体制では全員の乗車が困難であることが課題となっております。

また、淡輪小学校では、これまでバスを利用した通学の実績がなく、各児童に対してバスの乗車マナーや乗降の仕方など、基本的な指導が必要となる点も実施に向けたハードルの一つとして認識しております。

こうした課題を踏まえつつ、今後もバス担当部局と連携をしながら、実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○坂原正勝議長 早川 良君。

○早川 良議員 現状の運行ダイヤでは乗車定員数がオーバーしてしまうと、また児童に対しての

乗車指導などの諸課題があり、担当部局との調整に時間を要することが分かりました。

では、いつになればこの諸課題が解決するのか、例えば、乗車定員に問題があるのであれば、体力の少ない小学生低学年を先行運用する。また児童に対してのバスの乗車通学の指導等に時間を要するならば、中学生から先行運用するなど、現行のバス運行で可能な範囲から運用を開始するなど、柔軟に対応し、早期実現に向けて実施できないものなのか、回答をよろしく願います。

○坂原正勝議長 教育次長、松井文代君。

○松井教育次長 ご質問にお答えさせていただきます。

現行のバス運行体制の中で対応可能な範囲から先行的に取り組むことは、現実的なアプローチであると考えております。

その一環として、バスの混雑状況や児童の安全面などを踏まえ、対象学年を絞り込み、段階的な設定も視野に入れて検討をしております。

可能な方法を模索しながら、引き続き、バス担当部局と連携し協議を進めてまいります。

○坂原正勝議長 早川 良君。

○早川 良議員 回答ありがとうございます。回答いただいたとおり、可能な範囲から段階的な実施をよろしく願います。

地域によって不公平感がない制度になりますよう要望し、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○坂原正勝議長 早川 良君の質問が終わりました。

これにて、以上で日程第4、一般質問は終了とします。

なお、一般質問は明日、定例会2日目に引き続き行います。

これで本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

次の会議は、明日6月5日午前10時から会議を開きますので、ご参集ください。

本日はどうもご苦労さまでした。

(午後 4時32分 散会)

以上の記録が本町議会第2回定例会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

令和7年6月4日

岬町議会

議 長 坂 原 正 勝

議 員 中 原 晶

議 員 竹 原 伸 晃